

(写)

小 議 発 第 6 4 号

平成 2 7 年 8 月 2 4 日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠 原 ひろし

平成 2 7 年第 3 回小金井市議会定例会の招集
について (通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 認 第 1 号 | 平成 2 6 年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認 第 2 号 | 平成 2 6 年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認 第 3 号 | 平成 2 6 年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認 第 4 号 | 平成 2 6 年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認 第 5 号 | 平成 2 6 年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 報告第 6 号 | 平成 2 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 議案第 4 4 号 | 平成 2 7 年度小金井市一般会計補正予算 (第 4 回) |
| 議案第 4 5 号 | 平成 2 7 年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 回) |
| 議案第 4 6 号 | 平成 2 7 年度小金井市介護保険特別会計補正予算 (第 2 回) |
| 議案第 4 7 号 | 平成 2 7 年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 回) |
| 議案第 4 8 号 | 教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて |
| 議案第 4 9 号 | 小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 5 0 号 | 小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例 |

- 議案第51号 小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例
- 議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 特別職の給与に関する条例の特例に関する条例
- 議案第54号 小金井市が長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 小金井市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 小金井市公民館条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 小金井市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
- 議案第59号 小金井市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例
- 議案第62号 市道路線の認定について
- 議案第63号 市道路線の変更について
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

議 長 報 告

- 1 東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会について
平成27年5月22日（金）東京自治会館において開催された。
会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の議案を承認又は決定し、報告事項について説明がなされた。
 - (1) 議 案
 - ア 平成26年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告
 - イ 平成26年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算
 - ウ 平成27年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算（案）
 - エ 役員の変更について
 - (2) 報告事項
 - ア 平成27年度東京消防庁主要事業について

- 2 東京都市議会議長会定例総会について
平成27年5月26日（火）東京自治会館において開催された。
会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。
 - (1) 報告事項
 - ア 会務報告
 - イ 第209回東京都都市計画審議会の会議結果について
 - ウ 関東市議会議長会支部長の会議結果について
 - (2) 協議事項
 - ア 各市提出議案について

- 3 関東市議会議長会定期総会
平成27年5月27日（水）水戸プラザホテルにおいて開催された。
会議の概要は、会長挨拶、開催市市長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の報告を了承し、議案について原案のとおり認定又は決定した。
 - (1) 報 告
 - ア 会務報告等
 - ・ 会務報告
 - ・ 慶弔規程に基づく支出報告
 - ・ 議長の異動について
 - イ 諸報告
 - ・ 地方行政委員会報告
 - ・ 地方財政委員会報告
 - ・ 社会文教委員会報告
 - ・ 産業経済委員会報告
 - ・ 建設運輸委員会報告
 - ・ 国会対策委員会報告
 - ・ 国と地方の協議の場等に関する調査特別委員会報告
 - ・ 市議会議員共済会報告

(2) 議案

- ア 平成26年度関東市議会議長会歳入歳出決算
- イ 平成27年度関東市議会議長会歳入歳出予算
- ウ 生活に困窮する子どもの学習援助に対し、国の補助金拡充を求める要望
- エ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について
- オ 東京直結鉄道（地下鉄8号線）の総企事業化及び計画路線延伸について

(3) 役員改選

- ・ 会長 上尾市
- ・ 副会長 茅ヶ崎市、松戸市、太田市
- ・ 監事 潮来市、大田原市

4 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会について

平成27年5月29日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の報告を了承し、協議事項について認定又は決定した。

(1) 報告

- ア 会務報告
- イ 委員会報告

(2) 協議事項

- ア 平成26年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
- イ 平成27年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について

ウ 役員を選任について

- ・ 会長 青梅市
- ・ 副会長 府中市、武蔵村山市、瑞穂町
- ・ 監事 三鷹市、奥多摩町
- ・ 理事 各市町村議会議長
- ・ 第1委員会
 - 委員長 福生市
 - 副委員長 三鷹市、狛江市、瑞穂町
- ・ 第2委員会
 - 委員長 稲城市
 - 副委員長 立川市、国分寺市、東久留米市
- ・ 第3委員会
 - 委員長 羽村市
 - 副委員長 檜原村、三鷹市、武蔵村山市

エ 総会決議（案）について

5 全国市議会議長会定期総会について

平成27年6月17日（水）日比谷公会堂において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞、続いて、表彰式に入り永年在職議員の表彰が行われた。

その後、議事に入り、次の報告を承認し、議案を決定した。

(1) 報告

ア 一般事務及び会計報告

イ 各委員会報告

(2) 議案

ア 部会提出議案 25件

イ 会長提出議案 地方創生の推進に関する決議

地方税財源の充実確保に関する決議

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

全国市議会議長会会則の一部改正について

6 浅川清流環境組合議員の選出について

平成27年7月1日付け小環発第2号で、浅川清流環境組合規約に基づき、当該組合議会議員の選出について、小金井市長より小金井市議会議長に依頼があり、平成27年7月1日付けで、次のとおり選出した議員を報告した。

選出議員 鈴木成夫議員、田頭祐子議員、中根三枝議員、小林正樹議員

7 北多摩議長連絡協議会役員市議長・局長会

平成27年7月1日（水）小金井市役所において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

(2) 協議事項

ア 平成26年度東京都北多摩議長連絡協議会 事業報告について

イ 平成26年度東京都北多摩議長連絡協議会 歳入歳出決算の認定について

ウ 平成27年度東京都北多摩議長連絡協議会 事業計画（案）について

エ 平成27年度東京都北多摩議長連絡協議会 歳入歳出予算（案）について

オ 平成28年度東京都北多摩議長連絡協議会 役員（案）について

カ 平成27年度東京都北多摩議長連絡協議会 定例総会日程（案）について

8 北多摩議長連絡協議会定例総会

平成27年7月9日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

(2) 協議事項

ア 平成26年度東京都北多摩議長連絡協議会 事業報告について

イ 平成26年度東京都北多摩議長連絡協議会 歳入歳出決算の認定について

ウ 平成27年度東京都北多摩議長連絡協議会 事業計画（案）について

エ 平成27年度東京都北多摩議長連絡協議会 歳入歳出予算（案）について

オ 平成28年度東京都北多摩議長連絡協議会 役員（案）について
平成28年度役員市
会長 小平市 副会長 武蔵村山市 監事 狛江市

9 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 上級救命講習

ア 目的 小金井市議会議員として、市民の不測の事態に際して適切な救命措置を行うことができるよう講習を受講するため

イ 期 日 平成27年7月30日（木）

ウ 場 所 小金井消防署

エ 議 員 岸田正義議員

(2) 玉川上水人道橋の開通式

ア 目的 玉川上水人道橋「平右衛門橋」の開通式に出席するため

イ 期 日 平成27年7月31日（金）

ウ 場 所 玉川上水人道橋の南側（小金井市緑町3丁目15番地先）

エ 議 員 全議員

(3) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会

ア 目的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に上水道事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 期 日 平成27年7月31日（金）

ウ 場 所 東京自治会館

エ 議 員 湯沢綾子議員

一部事務組合議会等活動状況報告

- 1 昭和病院企業団議会
選出議員 水上洋志議員 紀由紀子議員

- 2 湖南衛生組合議会
選出議員 遠藤百合子議員 斎藤康夫議員

- 3 東京たま広域資源循環組合議会
選出議員 五十嵐京子議員

- 4 東京都十一市競輪事業組合議会
選出議員 渡辺大三議員 板倉真也議員

- 5 東京都六市競艇事業組合議会
選出議員 渡辺大三議員 板倉真也議員

- 6 浅川清流環境組合議会
選出議員 鈴木成夫議員 田頭祐子議員 中根三枝議員 小林正樹議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成27年5月13日から平成27年8月10日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

平成27年7月31日（金） 平成27年第1回臨時会

2 会議の概要

平成27年7月31日（金） 平成27年第1回臨時会

正副議長選挙、行政報告4件及び議案1件を審議した。

(1) 正副議長の選挙

議長には蜂須賀千雅氏（東大和市選出）、副議長には篠宮正明氏（東久留米市選出）を選出した。

(2) 行政報告

- 1 平成26年度 公立昭和病院取扱患者実績について
- 2 平成26年度 昭和病院企業団病院事業会計収支概況について
- 3 武蔵村山市の脱退に伴う財産処分等の検討状況について
- 4 構成市分賦金の算定方法等の見直しについて

以上4件については、いずれも了承した。

(3) 議案

議案第5号 昭和病院企業団監査委員（議員）の選任につき同意を求めること
について

沖野清子氏（武蔵村山市選出）を選任することに同意した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成27年7月21日（火） 平成27年第1回臨時会

2 会議の概要

平成27年7月21日（火） 平成27年第1回臨時会

議案1件を審議した。

議案第5号 湖南衛生組合監査委員の選任の同意について
遠藤百合子氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成27年7月29日（水） 平成27年第1回臨時会

2 会議の概要

平成27年7月29日（水） 平成27年第1回臨時会

議案1件を審議した。

議案第4号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
土屋健一氏（三鷹市選出）を選任することに同意した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成27年7月13日（月） 平成27年第2回臨時会

2 会議の概要

平成27年7月13日（月） 平成27年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には新井克尚氏（町田市選出）、副議長には渡辺大三氏（小金井市選出）を選出した。

第8号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員の選任について

佐野郁夫氏（小平市選出）を選任することに同意した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成27年7月13日（月） 平成27年第2回臨時会

2 会議の概要

平成27年7月13日（月） 平成27年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案2件を審議した。

議長には森英治氏（八王子市選出）、副議長には臼井伸介氏（昭島市選出）を選出した。

第9号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて

伊藤学氏（調布市選出）を選任することに同意した。

第10号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（識見を有するもの）の選任につき同意を求めることについて

小林一三氏（調布市副市長）を選任することに同意した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成27年7月1日（水） 平成27年第1回定例会

2 会議の概要

平成27年7月1日（水） 平成27年第1回定例会

正副議長選挙、議案29件及び議員提案議案3件を審議した。

(1) 正副議長の選挙

議長には秋山薫氏（日野市選出）、副議長には木村徳氏（国分寺市選出）を選出した。

(2) 議案

議案第1号 浅川清流環境組合公告式条例の制定について

議案第2号 浅川清流環境組合議会の定例会の回数に関する条例の制定について

議案第3号 浅川清流環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第4号 浅川清流環境組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第5号 浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第6号 浅川清流環境組合組織条例の制定について

議案第7号 浅川清流環境組合職員定数条例の制定について

議案第8号 浅川清流環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について

議案第9号 浅川清流環境組合の休日を定める条例の制定について

議案第10号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について

議案第11号 浅川清流環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案第12号 浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の制定について

議案第13号 浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制

定について

議案第14号 浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の制定について

議案第15号 浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の制定について

議案第16号 浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の制定について

議案第17号 浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について

議案第18号 浅川清流環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

議案第19号 浅川清流環境組合における長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第20号 浅川清流環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について

議案第21号 浅川清流環境組合情報公開条例の制定について

議案第22号 浅川清流環境組合情報公開審査会条例の制定について

議案第23号 浅川清流環境組合監査委員に関する条例の制定について

以上23件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第24号 浅川清流環境組合監査委員の選任について

石田等氏（識見を有する者）を選任することに同意した。

議案第25号 浅川清流環境組合監査委員の選任について

中根三枝氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

議案第26号 平成27年度浅川清流環境組合一般会計予算

議案第27号 平成27年度浅川清流環境組合構成団体負担金について

議案第28号 浅川清流環境組合指定金融機関の指定について

議案第29号 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定について

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(3) 議員提案議案

議員提案議案第1号 浅川清流環境組合議会会議規則の制定について

議員提案議案第2号 浅川清流環境組合議会傍聴規則の制定について

議員提案議案第3号 管理者の専決事項の指定について

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

認第1号

平成26年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度小金井市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

認第2号

平成26年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

認第3号

平成26年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

認第4号

平成26年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

認第5号

平成26年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

議案第44号

平成27年度

小金井市

一般会計補正予算

(第4回)

平成27年度小金井市一般会計補正予算（第4回）

平成27年度小金井市の一般会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,276,782千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,710,780千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成27年8月31日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11 分担金及び負担金		319,507	518	320,025
	1 負 担 金	319,507	518	320,025
13 国庫支出金		5,969,733	5,786	5,975,519
	1 国庫負担金	4,603,873	1,973	4,605,846
	2 国庫補助金	1,337,184	3,813	1,340,997
14 都支出金		5,210,482	11,664	5,222,146
	2 都補助金	3,020,406	7,664	3,028,070
	3 委 託 金	663,096	4,000	667,096
16 寄 附 金		3,221	2	3,223
	1 寄 附 金	3,221	2	3,223
17 繰 入 金		583,254	5,607	588,861
	2 特別会計繰入金	0	5,607	5,607
18 繰 越 金		270,000	1,251,205	1,521,205
	1 繰 越 金	270,000	1,251,205	1,521,205
19 諸 収 入		270,085	2,000	272,085
	5 雑 入	229,342	2,000	231,342
歳 入 合 計		37,433,998	1,276,782	38,710,780

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,432,926	千円 896,392	千円 4,329,318
	1 総 務 管 理 費	2,559,285	824,161	3,383,446
	2 徴 税 費	459,139	68,282	527,421
	3 戸籍住民基本台帳費	232,027	3,949	235,976
3 民 生 費		17,285,384	120,252	17,405,636
	1 社 会 福 祉 費	6,844,032	111,346	6,955,378
	2 児 童 福 祉 費	7,222,107	8,906	7,231,013
4 衛 生 費		4,023,024	214,230	4,237,254
	1 保 健 衛 生 費	937,430	11,659	949,089
	2 清 掃 費	3,085,594	202,571	3,288,165
8 土 木 費		4,207,450	8,719	4,216,169
	4 都 市 計 画 費	3,101,929	8,719	3,110,648
9 消 防 費		1,713,956	2,000	1,715,956
	1 消 防 費	1,713,956	2,000	1,715,956
10 教 育 費		3,236,781	40,993	3,277,774
	1 教 育 総 務 費	739,519	4,000	743,519
	2 小 学 校 費	938,871	28,399	967,270
	3 中 学 校 費	487,774	7,662	495,436
	5 保 健 体 育 費	335,210	932	336,142
13 予 備 費		74,497	△5,804	68,693
	1 予 備 費	74,497	△5,804	68,693
歳 出 合 計		37,433,998	1,276,782	38,710,780

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
個人番号カード交付用予約 管理システム使用料	平成28年度	856千円
(仮称)新福社会館基本設 計等委託料	平成28年度	22,140千円
福祉共同作業所暫定施設借 上料	平成27年度 ～平成31年度	116,640千円

議案第44号資料1

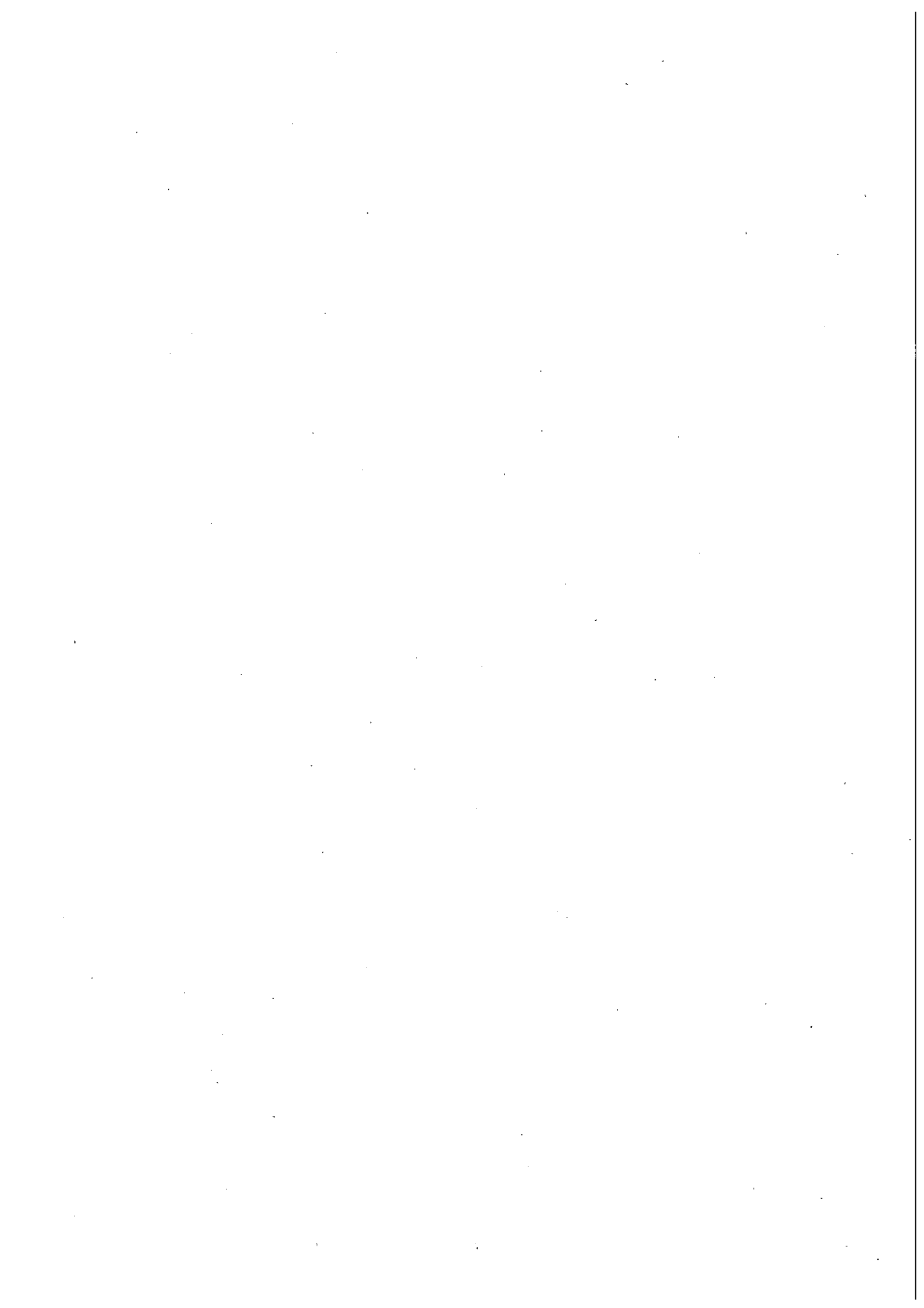
平成27年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第4回)



1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 分担金及び金		千円 319,507	千円 518	千円 320,025
	1 負担金	319,507	518	320,025
13 国庫支出金		5,969,733	5,786	5,975,519
	1 国庫負担金	4,603,873	1,973	4,605,846
	2 国庫補助金	1,337,184	3,813	1,340,997
14 都支出金		5,210,482	11,664	5,222,146
	2 都補助金	3,020,406	7,664	3,028,070
	3 委託金	663,096	4,000	667,096
16 寄附金		3,221	2	3,223
	1 寄附金	3,221	2	3,223
17 繰入金		583,254	5,607	588,861
	2 特別会計繰入金	0	5,607	5,607
18 繰越金		270,000	1,251,205	1,521,205
	1 繰越金	270,000	1,251,205	1,521,205
19 諸収入		270,085	2,000	272,085
	5 雑入	229,342	2,000	231,342
歳入合計		37,433,998	1,276,782	38,710,780

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 3,432,926	千円 896,392	千円 4,329,318
	1 総 務 管 理 費	2,559,285	824,161	3,383,446
	2 徴 税 費	459,139	68,282	527,421
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	232,027	3,949	235,976
3 民 生 費		17,285,384	120,252	17,405,636
	1 社 会 福 祉 費	6,844,032	111,346	6,955,378
	2 児 童 福 祉 費	7,222,107	8,906	7,231,013
4 衛 生 費		4,023,024	214,230	4,237,254
	1 保 健 衛 生 費	937,430	11,659	949,089
	2 清 掃 費	3,085,594	202,571	3,288,165
8 土 木 費		4,207,450	8,719	4,216,169
	4 都 市 計 画 費	3,101,929	8,719	3,110,648
9 消 防 費		1,713,956	2,000	1,715,956
	1 消 防 費	1,713,956	2,000	1,715,956
10 教 育 費		3,236,781	40,993	3,277,774
	1 教 育 総 務 費	739,519	4,000	743,519
	2 小 学 校 費	938,871	28,399	967,270
	3 中 学 校 費	487,774	7,662	495,436
	5 保 健 体 育 費	335,210	932	336,142
13 予 備 費		74,497	△5,804	68,693
	1 予 備 費	74,497	△5,804	68,693
歳 出 合 計		37,433,998	1,276,782	38,710,780

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
3,648			892,744
			824,161
			68,282
3,648			301
2,220			118,032
247			111,099
1,973			6,933
		518	213,712
		518	11,141
			202,571
		2	8,717
		2	8,717
		2,000	
		2,000	
11,582			29,411
4,000			
6,840			21,559
			7,662
742			190
			△5,804
			△5,804
17,450		2,520	1,256,812

2 歳 入

款 11 分担金及び負担金

項 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費負担金	千円 1,334	千円 518	千円 1,852	2 保健衛生費負担金	千円 518

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 4,601,293	千円 1,973	千円 4,603,266	9 児童扶養手当給付費負担金	千円 1,973

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫補助金	千円 321,170	千円 165	千円 321,335	1 社会福祉費補助金	千円 165
5 総務費国庫補助金	82,796	3,648	86,444	1 総務管理費補助金	3,648

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 1,514,457	千円 82	千円 1,514,539	1 社会福祉費補助金	千円 82
7 教育費都補助金	11,940	7,582	19,522	1 教育費補助金	7,582

説	明	千円
2 予防接種負担金	(健康課)	518

説	明	千円
1 児童扶養手当給付費負担金 (児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱)	(子育て支援課)	1,973

説	明	千円
2 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	165
5 個人番号カード交付事務費補助金 (個人番号カード交付事務費補助金交付要綱)	(市民課)	3,648

説	明	千円
7 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	82
5 通学路防犯設備整備事業補助金 (東京都通学路防犯設備整備補助金交付要綱)	(学務課)	6,840

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7 教育費都補助金	千円	千円	千円		千円

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5 教育費委託金	千円 5,544	千円 4,000	千円 9,544	1 教育費委託金	千円 4,000

款 16 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 土木費寄附金	千円 837	千円 2	千円 839	2 緑化事業寄附金	千円 2

款 17 繰入金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 0	千円 5,607	千円 5,607	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 5,607

説	明	千円
6 スポーツ振興等事業費補助金 (スポーツ振興等事業費補助金交付要綱)	(企画政策課)	742

説	明	千円
5 オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金 (オリンピック・パラリンピック教育推進校設置要項、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業費支払基準)	(指 導 室)	3,000
6 言語能力向上拠点校事業委託金 (言語能力向上推進事業実施要項、言語能力向上推進事業費支払基準)	(指 導 室)	1,000

説	明	千円
1 緑化事業寄附金	(環境政策課)	2

説	明	千円
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	(財 政 課)	5,607

款 18 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 270,000	千円 1,251,205	千円 1,521,205	1 前年度繰越金	千円 1,251,205

款 19 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
6 雑入	千円 216,176	千円 2,000	千円 218,176	1 雑入	千円 2,000

説	明	千円
1 前年度繰越金	(財 政 課)	1,251,205

説	明	千円
74 自治総合センターコミュニティ助成金	(地 域 安 全 課)	2,000

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,350,201	916	1,351,117			
2 文書管理費	434,346	1,085	435,431			
10 市民文化費	282,286	2,160	284,446			
11 財政調整基金費	346	600,000	600,346			
13 庁舎建設基金費	146	220,000	220,146			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
916			
142	7 賃金	142	4 職員人事管理に要する経費 (職員課) 142
	11 需用費 11 修繕料	483 483	7 賃 金 (142) 事務補助員賃金 142
483	13 委託料	291	9 庁舎維持管理に要する経費 (管財課) 483
			11 需用費 (483) 修 繕 料 483
291			14 安全・安心まちづくり対策に要する経費 (地域安全課) 291
			13 委 託 料 (291) 安全・安心メール配信委託料 291
1,085			
1,085	13 委託料	773	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 1,085
	14 使用料及び賃借料	312	13 委 託 料 (773) 基幹系システムLAN敷設委託料 その2 513 基幹系システムLAN設定委託料 216 基幹系システム増設機器等保守委託料(平成27年度導入分) 44
			14 使用料及び賃借料 (312) 基幹系システム増設機器等借上料(平成27年度導入分) 312
2,160			
2,160	15 工事請負費	2,160	5 芸術文化施策に要する経費 (コミュニティ文) 2,160
			15 工事請負費 (2,160) 市民交流センターマルチパーパス スペース(D)空調設備設置工事
600,000			
600,000	25 積立金	600,000	1 財政調整基金積立金 (財政課) 600,000
			25 積立金 (600,000) 財政調整基金積立金(積立元金) 600,000
220,000			
220,000	25 積立金	220,000	1 庁舎建設基金積立金 (管財課) 220,000
			25 積立金 (220,000)

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
13 庁舎建設基金費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
			庁舎建設基金積立金（積立元金）	220,000

款 2 総務費

項 2 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 徴 収 費	58,060	68,282	126,342			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
68,282			
68,282	23 償還金利息及び割引料	68,282	2 市税等還付金及び還付加算金 (納 税 課) 68,282
			23 償還金利息及び割引料 (68,282)
			還付金及び還付加算金 68,282

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	232,027	3,949	235,976	3,648		
				3,558		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
301			
	1 報酬	1,037	
391	7 貸金	2,306	3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 3,949
	11 需用費 1 消耗品費	215 215	1 報 酬 (1,037) 社会保障・税番号制度等業務非常 勤嘱託職員報酬 1,037
	14 使用料及び賃借料	391	7 貸 金 (2,306) 個人番号カード交付窓口対応等事 務補助員賃金 2,306
			11 需 用 費 (215) 消 耗 品 費 215
			14 使用料及び賃借料 (391) 個人番号カード交付用電子複写機 使用料 19 個人番号カード交付用予約管理シ ステム使用料 372

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	808,261	667	808,928			
2 障害者福祉費	1,518,344	330	1,518,674	247		
				247		
5 福祉会館費	45,849	10,184	56,033			
10 地域福祉基金費	101	100,165	100,266			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
667				
667	23 償還金利子及び割引料	667	30 返還金・還付金 ()	667
			(2) 自立生活支援課関係経費	667
			23 償還金利子及び割引料 ()	667
			平成26年度特別障害者手当等 庫負担金返還金	667
83				
83	20 扶助費	330	19 地域生活支援事業に要する経費 (自立生活支援課)	330
			20 扶 助 費 ()	330
			心身障害者自動車運転教習助成費	330
10,184				
10,184	8 報償費	695	1 福祉会館に要する経費 (地域福祉課)	10,184
	13 委託料	9,489	8 報 償 費 ()	695
			(仮称)新福祉会館建設検討委員会委員謝礼	655
			(仮称)新福祉会館建設基本設計等事業候補者選考委員謝礼	40
			13 委 託 料 ()	9,489
			(仮称)新福祉会館基本設計等委託料	9,489
100,165				
100,165	25 積立金	100,165	1 地域福祉基金積立金 (地域福祉課)	100,165
			25 積 立 金 ()	100,165
			地域福祉基金積立金(積立元金)	100,165

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	3,813,549	8,277	3,821,826	1,973		
				1,973		
6 ひとり親福祉費	40,429	629	41,058			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
6,304			
3,948	20 扶助費	5,921	4 児童扶養手当支給に要する経費 (子育て支援課) 5,921
2,356	23 償還金利子及び割引料	2,356	20 扶助費 (5,921) 児童扶養手当 5,921
			27 返還金・還付金 () 2,356
			(1) 子育て支援課関係経費 1,955
			23 償還金利子及び割引料 (1,955)
			平成26年度児童手当国庫負担金返還金 207
			平成26年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費国庫補助金返還金 1,350
			平成26年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費国庫補助金返還金 338
			平成26年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返還金 60
			(2) 保育課関係経費 401
			23 償還金利子及び割引料 (401)
			平成26年度小規模保育整備促進支援事業都補助金返還金 285
			平成26年度認定こども園運営費等都補助金返還金 116
629			
629	23 償還金利子及び割引料	629	7 返還金・還付金 (子育て支援課) 629
			(1) 子育て支援課関係経費 629
			23 償還金利子及び割引料 (629)
			平成26年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金 629

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	667,695	11,077	678,772			
3 予防接種費	235,386	582	235,968			518
						518

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
11,077			
11,077	13 委託料	11,077	19 大腸がん検診に要する経費 (健康課) 11,077
			13 委託料 (11,077) 大腸がん検診委託料 11,077
64			
64	19 負担金補助及び交付金	582	5 インフルエンザ予防接種に要する経費 (健康課) 582
			19 負担金補助及び交付金 (582) 予防接種負担金 582

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
2 塵芥処理費	千円 2,551,737	千円 2,571	千円 2,554,308	千円	千円	千円
4 環境基金費	200,549	200,000	400,549			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,571			
2,571	11 需用費 10 修繕料	2,571 2,571	3 中間処理場維持管理に要 する経費 (ごみ対策課) 2,571
			11 需用費 (2,571) 修繕料 2,571
200,000			
200,000	25 積立金	200,000	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 200,000
			25 積立金 (200,000) 環境基金積立金 (積立元金) 200,000

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費	143,423	2,117	145,540			
7 みどりと公園基金費	21	6,602	6,623			2
						2

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,117			
756	11 需用費 10 修繕料	1,361 1,361	2 児童遊園・子供広場整備 に要する経費 (環境政策課) 756
	15 工事請負費	756	15 工事請負費 (756) 下弁天子子供広場石碑設置工事
1,361			5 都市公園等の維持管理に 要する経費 (環境政策課) 1,361
			11 需用費 (1,361) 修繕料 1,361
6,600			
6,600	25 積立金	6,602	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 6,602
			25 積立金 (6,602) みどりと公園基金積立金 (積立元 金) 6,602

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 災害対策費	236,954	2,000	238,954			2,000
						2,000

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
	19 負担金補助及び交付金	2,000	1 災害対策に要する経費 (地 域 安 全 課)	2,000
			19 負担金補助及び交付金 (2,000)
			自主防災組織育成コミュニティ助	
			成事業補助金	2,000

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	167,483	4,000	171,483	4,000		
				4,000		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	8 報償費	1,386	20 その他教育指導等に要する経費 (指導室) 4,000
	11 需用費 1 消耗品費	2,608 2,608	8 報償費 (1,386) オリンピック・パラリンピック教育推進校講師等謝礼 1,028 言語能力向上拠点校事業講師等謝礼 358
	12 役務費 1 郵便料	6 6	11 需用費 (2,608) 消耗品費 2,608 12 役務費 (6) 郵便料 6

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費	千円 453,131	千円 20,497	千円 473,628	千円 6,840 6,840	千円	千円
2 教育振興費	121,082	240	121,322			
4 学校建設費	131,958	7,662	139,620			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
13,657			
13,657	11 需用費	185	2 学校運営に要する経費 () 20,497
	1 消耗品費	162	
	6 光熱水費	23	(2) 学務課関係経費 20,497
	14 使用料及び賃借料	8	11 需用費 (185)
	15 工事請負費	20,304	消耗品費 162
			光熱水費 23
			14 使用料及び賃借料 (8)
			通学路防犯カメラ用電線施設共架料 8
			15 工事請負費 (20,304)
			通学路防犯カメラ設置工事
240			
240	11 需用費	26	1 教育振興に要する経費 (学 務 課) 240
	1 消耗品費	26	
	18 備品購入費	214	11 需用費 (26)
			消耗品費 26
			18 備品購入費 (214)
			教育振興備品 214
7,662			
7,662	13 委託料	7,662	1 学校施設整備に要する経費 (庶 務 課) 7,662
			13 委託料 (7,662)
			非構造部材改修設計委託料 7,662

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 学校建設費	24,104	7,662	31,766			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,662			
7,662	13 委託料	7,662	1 学校施設整備に要する経費 (庶務課) 7,662
			13 委託料 (7,662)
			非構造部材改修設計委託料 7,662

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	57,120	932	58,052	742		
				742		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
190			
190	8 報償費	147	2 スポーツ推進委員に要する経費 (生涯学習課) 932
	11 需用費 1 消耗品費	226 226	8 報 償 費 (147) ニュースポーツ出前教室指導員謝 礼
	18 備品購入費	559	11 需 用 費 (226) 消 耗 品 費 226 18 備品購入費 (559) 体育・音楽・保育機器類 559

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	74,497	△ 5,804	68,693			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 5,804		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		26,070	10,460		13,733	50,263	5,788	56,051
	議 員	24	143,703		56,715			200,418	90,206	290,624
	その他	1,961	768,615					768,615	102,563	871,178
	計	1,988	912,318	26,070	67,175		13,733	1,019,296	198,557	1,217,853
補正前	長 等	3		26,070	10,460		13,733	50,263	5,788	56,051
	議 員	24	143,703		56,715			200,418	90,206	290,624
	その他	1,959	767,578					767,578	102,563	870,141
	計	1,986	911,281	26,070	67,175		13,733	1,018,259	198,557	1,216,816
比較	長 等									
	議 員									
	その他	2	1,037					1,037		1,037
	計	2	1,037					1,037		1,037

その他の手当は、退職手当13,510千円及び通勤手当223千円である。

債務負担行為の見込み及び当該年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額正
又は支出額の見込み及び当該年度以降にわたるものについての前年度末までの調書補正

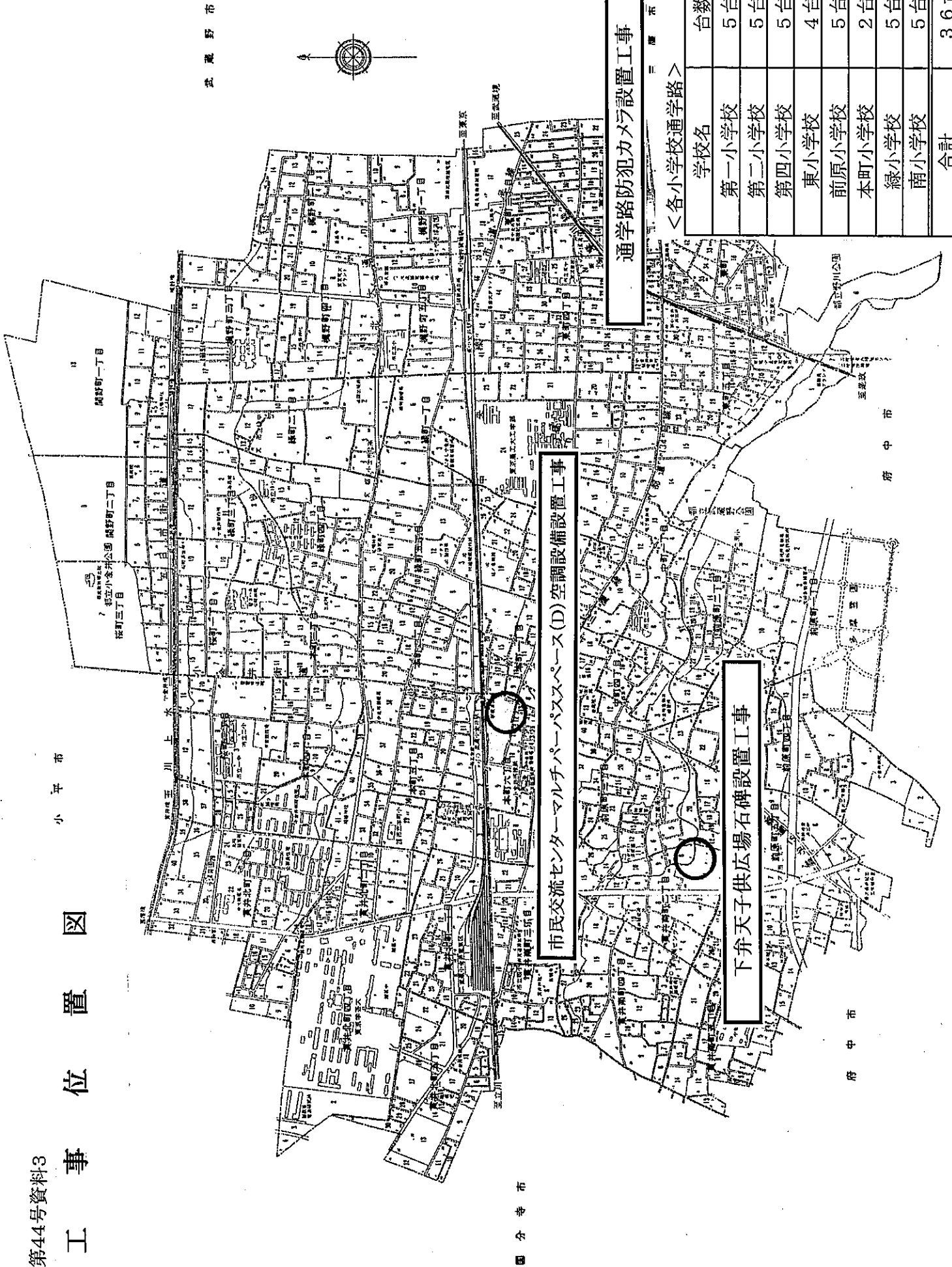
(単位:千円)

事項	限度額	平成26年度支出(見込)額		平成27年度支出期間	平成27年度以降本額	左の財源内訳			
		期間	金額			特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
個人番号カード交付利用 予約管理システム使用料	856			平成28年度	856				856
(仮称)新福祉会館基本設計等委託料	22,140			平成28年度	22,140				22,140
福祉共同作業所暫定施設借上料	116,640			平成27年度 ～平成31年度	116,640				116,640

平成27年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	平成26年度末現在高(A)	平成27年度当初(B)	算入第4年度	修正状況		補積額(C)	修正後額(D)	平成27年度末現在高(E)	平成27年度末見込額(F)=(A)+(D)-(E)
						9月	9月				
1	財政調整基金	元金 利子 計	1,237,206	346 346	600,000 600,000	0	600,000 600,000	346 346	150,000 150,000	1,687,552	
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,410	3 3	0	0	0	3 3	0	9,413	
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	599,860	146 146	220,000 220,000	0	220,000 220,000	146 146	0	820,006	
4	地域福祉基金	元金 利子 計	392,472	101 101	100,165 100,165	0	100,165 100,165	101 101	2,500 2,500	490,238	
5	環境基金	元金 利子 計	2,049,623	200,000 200,549	200,000 200,549	0	200,000 200,549	549 549	398,000 398,000	2,052,172	
6	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,027	1 1	0	0	0	1 1	0	3,028	
7	みどり公園基金	元金 利子 計	49,323	21 21	6,602 6,602	0	6,602 6,602	21 21	24,920 24,920	31,026	
8	市営住宅整備基金	元金 利子 計	53,519	2,998 19 3,017	0	0	0	2,998 19 3,017	3,100 3,100	53,436	
9	教育施設整備基金	元金 利子 計	47,468	64,000 8 64,008	0	0	0	64,000 8 64,008	4,734 4,734	106,742	
10	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1	0	0	0	1 1	0	66	
合	計	元金 利子 計	4,441,973	266,998 1,195 268,193	1,126,767 0 1,126,767	0	1,126,767 0 1,126,767	1,393,765 1,195 1,394,960	583,254 0 583,254	5,253,679	

工事位置図



通学路防犯カメラ設置工事

＜各小学校通学路＞

学校名	台数
第一小学校	5台
第二小学校	5台
第四小学校	5台
東小学校	4台
前原小学校	5台
本町小学校	2台
緑小学校	5台
南小学校	5台
合計	36台

市民交流センターマルチパスペース(D)空調設備設置工事

下弁天子供広場石碑設置工事

武蔵野市



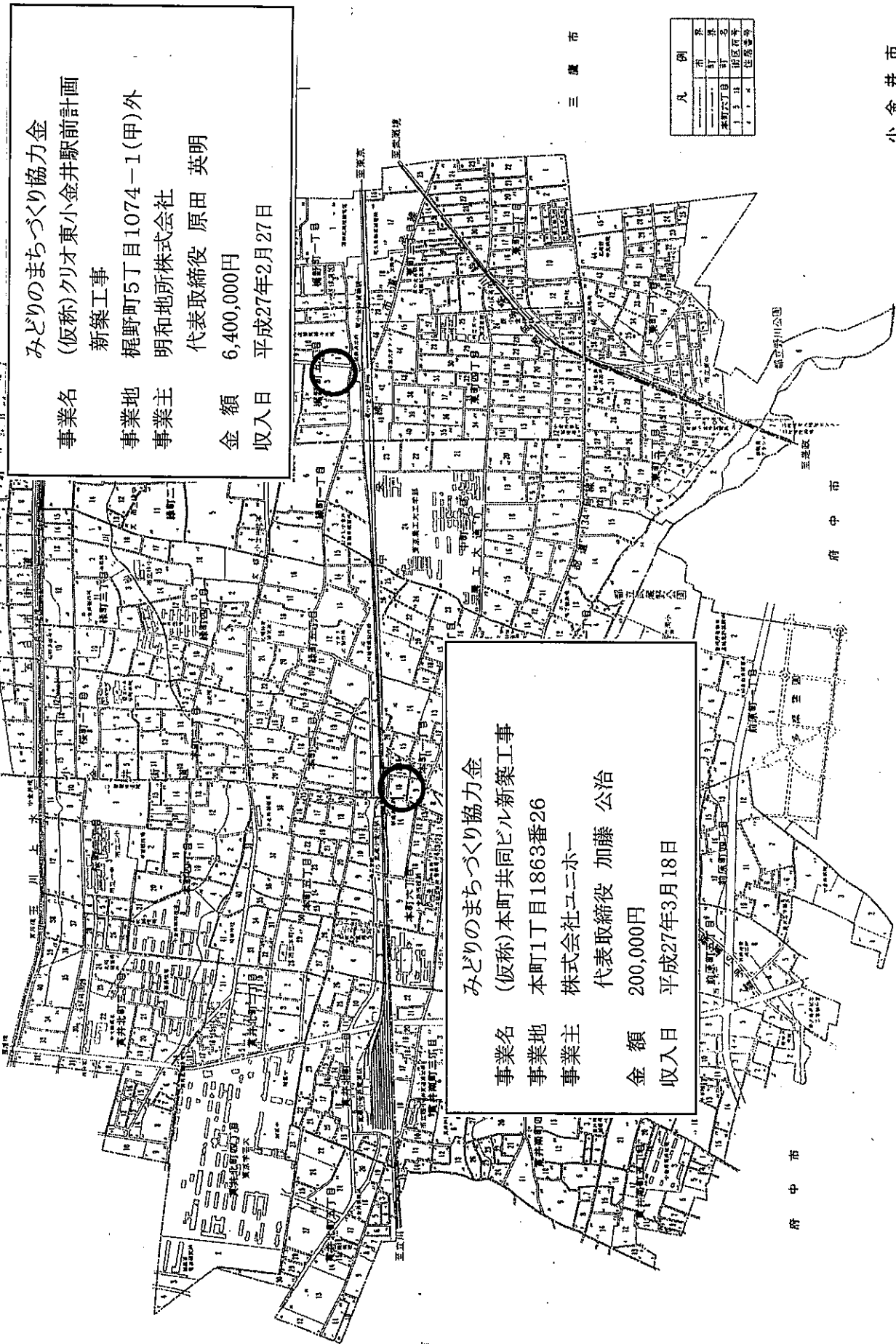
国分寺市

府中市

府中市

府中市

みどりのまちづくり協力金負担対象事業位置図



事業名 みどりのまちづくり協力金
(仮称)クリオ東小金井駅前計画
新築工事
事業地 梶野町5丁目1074-1(甲)外
事業主 明和地所株式会社
代表取締役 原田 英明
金額 6,400,000円
収入日 平成27年2月27日

事業名 みどりのまちづくり協力金
(仮称)本町共同ビル新築工事
事業地 本町1丁目1863番26
事業主 株式会社ユニホー
代表取締役 加藤 公治
金額 200,000円
収入日 平成27年3月18日

凡 例	
—	市界
—	町界
—	本町六丁目
—	一丁目
—	二丁目
—	三丁目
—	住居番号

図 分 寺 市

三 旗 市

府 中 市

府 中 市

小 金 井 市

報告第6号

平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会に報告する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.2	35.7
(12.41)	(17.41)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 早期健全化基準を（ ）内に表示

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0

備考

資金不足額がない場合は、「—」と表示

平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
132101	東京都	小金井市	— ※△7.28	— ※△8.56	3.2	35.7

※黒字の程度を負の数値で表記しました。

標準財政規模（千円）		早期健全化基準	12.41	17.41	25.0	350.0
うち臨時財政対策債 発行可能額						
20,884,433	190,392	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国統一のルールにより、計算した額です。

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{20,884,433 \text{ 千円}}$$

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{20,884,433 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
一般会計(1)	38,081,670	36,541,302	1,540,368	19,162	1,521,206

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特別会計名	歳入額 ①	歳出額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(③-④)
下水道事業特別会計(2)	1,422,853	1,366,522	56,331	0	56,331

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特別会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
国民健康保険特別会計	10,659,152	10,494,616	164,536	0	164,536
介護保険特別会計	6,955,649	6,925,824	29,825	0	29,825
後期高齢者医療特別会計	2,396,804	2,380,961	15,843	0	15,843
合計(3)	20,011,605	19,801,401	210,204	0	210,204

連結合計(1)+(2)+(3)	1,787,741
-----------------	-----------

(3) 実質公債費比率

○ 分子

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公債費充当一般財源等額 A	2,021,852	2,030,730	2,065,350
公債費（一般会計等）	2,890,545	2,930,739	2,938,315
特定財源			
都市計画税	△868,693	△900,009	△872,965
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B	127,152	116,651	108,871
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C	82,504	54,519	39,892
東京たま広域資源循環組合負担金	75,490	49,249	35,266
昭和病院組合分担金	7,014	5,270	4,626
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	84,551	56,435	49,332
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助	15,750	15,750	15,750
その他これらに準ずると認められるもの（土地開発公社に対するもの）	68,801	40,685	33,582
一時借入金の利子 E	0	0	0
分子 合計 ① (A+B+C+D+E)	2,316,059	2,258,335	2,263,445

○ 分母

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
標準財政規模	20,726,369	20,833,427	20,884,433
標準税収入額等	19,964,677	19,908,443	20,643,605
普通交付税	127,804	230,995	50,436
臨時財政対策債発行可能額	633,888	693,989	190,392
分母 合計 ②	20,726,369	20,833,427	20,884,433

○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,391,668	1,469,804	1,550,413
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	71,931	58,639	49,992
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	84,386	81,059	63,296
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るもの)	48,162	42,509	39,711
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	7,679	7,563	6,403
控除 合計 ③	1,603,826	1,659,574	1,709,815

(単位：%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実質公債費比率 (単年度) (①-③) / (②-③)	3.72457	3.12280	2.88731
実質公債費比率 (3年平均)	5.1	4.1	3.2

※小数点第2位以下切り捨て

(4) 将来負担比率

○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	28,185,938
債務負担行為に基づく支出予定額 B	2,065,573
依頼土地の買い戻しに係るもの (土地開発公社)	2,065,573
その他	0
公営企業債 (下水道) の償還に充てる繰入金見込額 C	1,190,299
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	260,281
東京たま広域資源循環組合負担金	188,027
昭和病院組合分担金	72,254
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	3,796,306
合計 ① (A+B+C+D+E)	35,498,397

○ 分子から控除するもの

(単位：千円)

充当可能基金 A	4,832,244
充当可能特定歳入見込額 B	9,262,698
都市計画税	9,262,698
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	14,544,977
合 計 ② (A+B+C)	28,639,919

○ 分母

(単位：千円)

標準財政規模 A	20,884,433
うち普通交付税	50,436
うち臨時財政対策債発行可能額	190,392
合 計 ③ (A)	20,884,433

○ 分母から控除するもの

(単位：千円)

算入公債費等 A	1,709,815
合 計 ④ (A)	1,709,815

分子 (①-②)	6,858,478 千円	=	将来負担比率	35.7%
分母 (③-④)	19,174,618 千円			

※小数点第2位以下切り捨て

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— ※△4.2	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記しました。

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{なし}}{1,345,831 \text{ 千円}}$$

平成25年度決算に基づく26市健全化判断比率等一覧表

(単位：%)

団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
八王子市	－ (11.25)	－ (16.25)	0.0	11.1	－
立川市	－ (11.51)	－ (16.51)	2.4	－	－
武蔵野市	－ (11.55)	－ (16.55)	△1.4	－	－
三鷹市	－ (11.61)	－ (16.61)	4.1	40.8	－
青梅市	－ (12.01)	－ (17.01)	2.2	4.3	－
府中市	－ (11.28)	－ (16.28)	5.5	－	－
昭島市	－ (12.40)	－ (17.40)	1.4	1.6	－
調布市	－ (11.40)	－ (16.40)	2.2	8.3	－
町田市	－ (11.25)	－ (16.25)	△1.7	－	－
小金井市	－ (12.42)	－ (17.42)	4.1	48.0	－
小平市	－ (11.65)	－ (16.65)	2.9	－	－
日野市	－ (11.68)	－ (16.68)	0.7	23.7	－
東村山市	－ (11.92)	－ (16.92)	3.8	23.4	－
国分寺市	－ (12.24)	－ (17.24)	2.7	－	－
国立市	－ (12.77)	－ (17.77)	0.7	－	－
福生市	－ (13.11)	－ (18.11)	0.5	－	－
狛江市	－ (12.82)	－ (17.82)	5.3	48.1	－
東大和市	－ (12.72)	－ (17.72)	0.3	－	－
清瀬市	－ (12.79)	－ (17.79)	5.1	43.2	－
東久留米市	－ (12.33)	－ (17.33)	3.9	24.0	－
武蔵村山市	－ (12.89)	－ (17.89)	1.0	－	－
多摩市	－ (11.89)	－ (16.89)	△0.3	－	－
稲城市	－ (12.67)	－ (17.67)	2.4	9.3	－
羽村市	－ (13.15)	－ (18.15)	2.7	－	－
あきる野市	－ (12.69)	－ (17.69)	7.1	62.9	－
西東京市	－ (11.49)	－ (16.49)	0.4	19.9	－
26市平均	－	－	1.7	－	－

【備考】

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率及び資金不足額がない場合は「－」と表記している。
- 2 ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ設定)である。
- 3 平均値は加重平均である。

議案第45号

平成27年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第1回)

平成27年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

平成27年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ164,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,616,945千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月31日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金		千円 1	千円 164,534	千円 164,535
	1 繰越金	1	164,534	164,535
歳 入 合 計		12,452,411	164,534	12,616,945

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 前期高齢者納付金等		千円 802	千円 221	千円 1,023
	1 前期高齢者納付金等	802	221	1,023
9 基金積立金		1	16,454	16,455
	1 基金積立金	1	16,454	16,455
11 諸支出金		11,928	27,155	39,083
	1 償還金及び還付金	11,928	27,155	39,083
12 予備費		57,616	120,704	178,320
	1 予備費	57,616	120,704	178,320
歳 出 合 計		12,452,411	164,534	12,616,945



議案第 45 号資料

平成 27 年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第 1 回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		千円 1	千円 164,534	千円 164,535
	1 繰越金	1	164,534	164,535
歳入合計		12,452,411	164,534	12,616,945

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 前期高齢者納付金等		千円 802	千円 221	千円 1,023
	1 前期高齢者納付金等	802	221	1,023
9 基金積立金		1	16,454	16,455
	1 基金積立金	1	16,454	16,455
11 諸支出金		11,928	27,155	39,083
	1 償還金及び還付金	11,928	27,155	39,083
12 予備費		57,616	120,704	178,320
	1 予備費	57,616	120,704	178,320
歳出合計		12,452,411	164,534	12,616,945

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			221
			221
			16,454
			16,454
			27,155
			27,155
			120,704
			120,704
			164,534

2 歳 入

款 10 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 1	千円 164,534	千円 164,535	1 前年度繰越金	千円 164,534

説	明
1 前年度繰越金	<div style="text-align: right;">千円</div> (保険年金課) 164,534

3 歳 出

款 4 前期高齢者納付金等

項 1 前期高齢者納付金等

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 前期高齢者納付金	702	221	923			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
221			
221	19 負担金補助及び交付金	221	1 前期高齢者納付金に要する経費 (保険年金課) 221
			19 負担金補助及び交付金 (221) 前期高齢者納付金 221

款 9 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 基金積立金	1	16,454	16,455			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
16,454			
16,454	25 積立金	16,454	1 国民健康保険事業運営基金積立金 (保険年金課) 16,454 25 積立金 (16,454) 国民健康保険事業運営基金積立金 (積立元金) 16,454

款 11 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償 還 金	1	27,155	27,156			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
27,155			
27,155	23 償還金利子及び割引料	27,155	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 27,155
			23 償還金利子及び割引料 (27,155) 交付金等の返還金 27,155

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	57,616	120,704	178,320			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 120,704		千円	千円

議案第46号

平成27年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

平成27年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

平成27年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38,861千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,596,542千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月31日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,610,961	千円 1,395	千円 1,612,356
	2 国庫補助金	344,230	1,395	345,625
4 支払基金交付金		2,004,692	6,936	2,011,628
	1 支払基金交付金	2,004,692	6,936	2,011,628
5 都支出金		1,074,075	697	1,074,772
	2 都補助金	30,664	697	31,361
6 財産収入		64	10	74
	1 財産運用収入	62	10	72
9 繰越金		1	29,823	29,824
	1 繰越金	1	29,823	29,824
歳入合計		7,557,681	38,861	7,596,542

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		千円 14,862	千円 244	千円 15,106
	1 基金積立金	14,862	244	15,106
7 諸支出金		5,723	32,913	38,636
	1 償還金及び還付金	5,723	32,913	38,636
8 予備費		2,282	5,704	7,986
	1 予備費	2,282	5,704	7,986
歳出合計		7,557,681	38,861	7,596,542

議案第46号資料

平成27年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		1,610,961	1,395	1,612,356
	2 国庫補助金	344,230	1,395	345,625
4 支払基金交付金		2,004,692	6,936	2,011,628
	1 支払基金交付金	2,004,692	6,936	2,011,628
5 都支出金		1,074,075	697	1,074,772
	2 都補助金	30,664	697	31,361
6 財産収入		64	10	74
	1 財産運用収入	62	10	72
9 繰越金		1	29,823	29,824
	1 繰越金	1	29,823	29,824
歳入合計		7,557,681	38,861	7,596,542

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		千円 14,862	千円 244	千円 15,106
	1 基金積立金	14,862	244	15,106
7 諸支出金		5,723	32,913	38,636
	1 償還金及び還付金	5,723	32,913	38,636
8 予備費		2,282	5,704	7,986
	1 予備費	2,282	5,704	7,986
歳出合計		7,557,681	38,861	7,596,542

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		10	234
		10	234
			32,913
			32,913
			5,704
			5,704
		10	38,851

2 歳入

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	千円 48,455	千円 1,395	千円 49,850	2 過年度分	千円 1,395

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費交付金	千円 1,990,275	千円 6,936	千円 1,997,211	2 過年度分	千円 6,936

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	千円 24,228	千円 697	千円 24,925	2 過年度分	千円 697

款 6 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 利子及び配当金	千円 62	千円 10	千円 72	1 利子及び配当金	千円 10

説	明	千円
1 過年度分 (介護保険法第122条の2第2項)	(介護福祉課)	1,395

説	明	千円
1 過年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課)	6,936

説	明	千円
1 過年度分 (介護保険法第123条第4項)	(介護福祉課)	697

説	明	千円
1 介護給付費準備基金利子	(介護福祉課)	10

款 9 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 29,823	千円 29,824	1 前年度繰越金	千円 29,823

説

明

		千円
1 前年度繰越金	(介護福祉課)	29,823

3 歳 出

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	14,862	244	15,106			10
						10

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
234			
234	25 積立金	244	1 介護給付費準備基金積立金 (介護福祉課) 244
			25 積立金 (244)
			介護給付費準備基金積立金 (積立元金) 234
			介護給付費準備基金積立金 (積立利子) 10

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	5,712	△ 270	5,442			
3 償 還 金	1	33,183	33,184			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 270			
△ 270	23 償還金利子及び割引料	△ 270	1 保険料等の還付に要する経費 (介護福祉課) △ 270
			23 償還金利子及び割引料 (△ 270) 第1号被保険者保険料還付金 △ 270
33,183			
33,183	23 償還金利子及び割引料	33,183	1 交付金等の返還金 (介護福祉課) 33,183
			23 償還金利子及び割引料 (33,183) 平成26年度介護給付費国庫負担金返還金 8,308 平成26年度介護給付費都負担金返還金 24,250 平成26年度地域支援事業費支払基金交付金返還金 625

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	2,282	5,704	7,986			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 5,704		千円	千円

議案第47号

平成27年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第1回)

平成27年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成27年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,469,451千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月31日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 15,842	千円 15,843
	1 繰越金	1	15,842	15,843
5 諸収入		80,948	5,570	86,518
	2 償還金及び還付加算金	2,510	5,570	8,080
歳入合計		2,448,039	21,412	2,469,451

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,342,552	千円 4,287	千円 2,346,839
	1 広域連合納付金	2,342,552	4,287	2,346,839
5 諸支出金		2,510	13,362	15,872
	1 償還金及び還付加算金	2,510	7,755	10,265
	2 繰出金	0	5,607	5,607
6 予備費		3	3,763	3,766
	1 予備費	3	3,763	3,766
歳出合計		2,448,039	21,412	2,469,451

議案第47号資料

平成 27 年 度

小 金 井 市

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4繰越金		千円 1	千円 15,842	千円 15,843
	1繰越金	1	15,842	15,843
5諸収入		80,948	5,570	86,518
	2償還金及び還付加算金	2,510	5,570	8,080
歳入合計		2,448,039	21,412	2,469,451

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,342,552	千円 4,287	千円 2,346,839
	1 広域連合納付金	2,342,552	4,287	2,346,839
5 諸支出金		2,510	13,362	15,872
	1 償還金及び還付加算金	2,510	7,755	10,265
	2 繰出金	0	5,607	5,607
6 予備費		3	3,763	3,766
	1 予備費	3	3,763	3,766
歳出合計		2,448,039	21,412	2,469,451

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			4,287
			4,287
		5,570	7,792
			7,755
		5,570	37
			3,763
			3,763
		5,570	15,842

2 歳 入

款 4 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 15,842	千円 15,843	1 前年度繰越金	千円 15,842

款 5 諸収入

項 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 償還金及び 還付加算金	千円 2,510	千円 5,570	千円 8,080	1 保険料還付金	千円 2,720
				3 葬祭費還付金	2,850

説	明	千円
1 前年度繰越金	(保険年金課)	15,842

説	明	千円
2 保険料未収金補填分負担金償還金	(保険年金課)	2,720
1 葬祭費負担金償還金	(保険年金課)	2,850

3 歳 出

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,342,552	4,287	2,346,839			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
4,287				
4,287	19 負担金補助及び交付金	4,287	1 広域連合分賦金に要する 経費	(保険年金課) 4,287
			19 負担金補助及び交付金 保険料等負担金 (過年度分)	(4,287) 4,287

款 5 諸支出金

項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 償還金及び還付加算金	2,510	7,755	10,265			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,755			
7,755	23 償還金利子及び割引料	7,755	1 償還金及び還付加算金 (保険年金課) 7,755
			23 償還金利子及び割引料 (7,755)
			償還金及び還付加算金 4,905
			平成26年度葬祭費受託事業収入
			返還金 2,850

款 5 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰 出 金	0	5,607	5,607			5,570
						5,570

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
37			
37	28 繰出金	5,607	1 一般会計繰出金 (保険年金課) 5,607
			28 繰出金 (5,607) 一般会計繰出金 5,607

款 6 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	3	3,763	3,766			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 3,763		千円	千円

議案第48号

教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会教育長の任命に関し同意を求める。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

教育委員会委員山本修司が平成27年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を教育長として任命するため、本案を提出するものであります。

教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会教育長に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 町田市相原町901番地8

氏 名 山 本 修 司

生年月日 昭和25年7月6日

職 業 地方公務員

議案第48号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 町田市相原町901番地8
氏 名 やまもと しゅうじ
山本 修 司
生年月日 昭和25年7月6日
職 業 地方公務員

学 歴

昭和49年3月 福島大学教育学部中学校国語科卒業

職 歴

昭和49年4月 昭島市立拝島中学校教諭
昭和53年4月 八王子市立元八王子中学校教諭
昭和59年4月 町田市立小山田中学校教諭
平成元年4月 町田市立薬師中学校教諭
平成2年4月 杉並区教育委員会指導主事
平成10年4月 東京都教育委員会多摩教育事務所西多摩支所指導主事
平成11年4月 あきる野市教育委員会指導室長(指導担当参事)
平成14年4月 多摩市立多摩中学校長
平成18年4月 小金井市立小金井第一中学校長
平成23年4月 町田市教育センター教育アドバイザー
平成26年1月 小金井市教育委員会教育長となり、現在に至る。

そ の 他

平成16年4月 東京都公立中学校長会 生徒指導部長となり、平成19年3月まで在任

平成22年4月 全日本中学校国語教育研究協議会会長となり、平成23年3月
まで在任

平成22年4月 関東地区図書館協議会会長となり、平成23年3月まで在任

賞

罰

平成16年度 東京都教育委員会後援 ふれあい教育賞 受賞

平成17年度 読売教育賞 児童生徒指導部門 最優秀賞 受賞

議案第49号

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正
する条例

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正
する条例

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 法第180条の5第1項第1号から第3号までに掲げる委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）もしくは同項第4号に掲げる委員又はその配偶者もしくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体（当該団体が当該委員会の委員又は委員の職務に関し指定を受けようとする場合に限り。）

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(指定の申請) 第3条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、指定管理者の指定の申請をすることができない。</p> <p>(1) } 省略 (2) }</p> <p>(3) <u>法第180条の5第1項第1号から第3号までに掲げる委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)もしくは同項第4号に掲げる委員又はその配偶者もしくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体(当該団体が当該委員会の委員又は委員の職務に関し指定を受けようとする場合に限る。)</u></p> <p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>(指定の申請) 第3条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、指定管理者の指定の申請をすることができない。</p> <p>(1) } 省略 (2) }</p> <p>(3) <u>法第180条の5の規定により市町村に置かなければならない委員会の委員もしくは委員又はその配偶者もしくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体(当該団体が当該委員会の委員又は委員の職務に関し指定を受けようとする場合に限る。)</u></p>	<p>教育長に関する規定の追加</p>

議案第50号

小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小金井市個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保等に関し、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「個人情報の開示請求等」を「保有個人情報の開示請求等」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

第3条中第4号を第7号とし、第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。

第3条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報（小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第2条第2号に規定する市政情報をいう。第6号において同じ。）に記録されているものに限る。

第8条第2項ただし書中「及び本人の生命」を「、本人の生命」に改め、「認めるとき」の次に「（特定個人情報の収集、保管及び利用にあつては、法令に特別の定めがあるときに限る。）」を加える。

第10条の見出し中「個人情報目録」を「保有個人情報目録」に改め、同条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の収集等の制限)

第11条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

第12条の見出しを「(保有個人情報の利用及び提供の制限)」に改め、同条第1項中「個人情報」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」に、「前条」を「第11条」に改め、同条第2項中「(以下「目的外利用等」という。)」を削り、同項第3号中「前条」を「第11条」に改め、同条第3項及び第4項中「目的外利用等」を「目的外利用又は外部提供」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第12条の2 実施機関は、保有特定個人情報を第9条第1項第2号に規定する利用の目的の範囲を超えて利用(以下「保有特定個人情報目的外利用」という。)してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を利用したときは、規則で定める事項を記録し、保存しておかなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第12条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を外部提供してはならない。

第13条第1項第1号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に、「き損」を「毀損」に改め、同項第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第15条を次のように改める。

(電子計算組織の結合の禁止)

第15条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、電子計算組織を利用して個人情報を処理する場合は、市の電子計算組織と国又は他の地方公共団体その他市以外のものの電子計算組織との通信回線による結合を行つてはならない。

(1) 法令に特別の定めがあるとき。

(2) 職務執行上必要かつ適切である場合であつて、市長が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるとき。

2 実施機関は、前項の規定により電子計算組織を通信回線によつて結合する場合は、個人情報について必要な保護措置を講じなければならない。

「第3章 個人情報の開示請求等の権利」を「第3章 保有個人情報の開示請求等の権利」に改める。

第16条第1項中「実施機関が保有等をしている自己に関する個人情報」を「自己に関する保有個人情報」に改め、同条第4項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の」を「第1項の規定による」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求をすることができる。

第16条の2の見出し及び同条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第17条中「実施機関が保有等をしている自己に関する個人情報」を「自己に関する保有個人情報」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求について準用する。

第18条を次のように改める。

（削除の請求）

第18条 何人も、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。

(1) 第8条第1項及び第2項又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して収集されたとき。

(2) 第11条の2の規定に違反して収集され、又は保管されたとき。

(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法

第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)に記録されているとき。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求について準用する。

第19条第1項を次のように改める。

何人も、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の目的外利用もしくは外部提供又は保有特定個人情報目的外利用（以下「目的外利用等」という。）の中止を請求することができる。

(1) 第11条の2の規定に違反して収集され、又は保管されたとき。

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して目的外利用もしくは外部提供をされ、又はされようとしているとき。

(3) 第12条の2第1項及び第2項の規定に違反して保有特定個人情報目的外利用をされ、又はされようとしているとき。

(4) 第12条の3の規定に違反して外部提供をされ、又はされようとしているとき。

(5) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記載されているとき。

第19条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による中止の請求について準用する。

第20条中「第16条第1項」の次に「もしくは第2項」を、「前条第1項」の次に「もしくは第2項」を、「本人」の次に「又は代理人」を加え、同条第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第21条第1項中「」を除く。)以内」を「)を除く。)以内に」に、「当該請求を認める」を「当該請求を認める」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第16条第2項」を「第16条第3項」に改める。

第22条、第23条及び第24条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第33条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保有特定個人情報の開示については、前項の規定は、

適用しない。

第35条第1項中「保有する個人情報」を「保有個人情報」に、「保有する特定の個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「保有する個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第5項中「実施機関が保有する個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第2条 小金井市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第12条の2第2項本文中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第18条第1項中「自己に関する保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次条において同じ。）」を加える。

第22条第3項後段を次のように改める。

この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の小金井市個人情報保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の小金井市個人情報保護条例の相当規定によつてしたものとみなす。

議案第50号資料1

小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>目次</p> <p>第1章 } 省略 第2章 }</p> <p>第3章 <u>保有個人情報の開示請求等の権利</u> (第16条—第23条)</p> <p>第4章 } 省略 第8章 }</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることとなるものを含む。)</u>をいう。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するため</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 } 省略 第2章 }</p> <p>第3章 <u>個人情報の開示請求等の権利</u> (第16条—第23条)</p> <p>第4章 } 省略 第8章 }</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。)</u>で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、文書、図画、マイクログラム、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)その他これらに類するものに記録されるもの又はされたものをいう。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>章名の変更</p> <p>個人情報 の定義の 変更</p> <p>番号法施</p>

<p>の番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。</p> <p>(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報（小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第2条第2号に規定する市政情報をいう。第6号において同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(保有等の一般的制限)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報の保有等をしてはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、当該個人（以下「本人」という。）の同意があるとき、本人の生命、健康その他生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき又は市長が小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて特に職務執行上必要と認めるとき（特定個人情報の収集、保管及び利用にあつては、法令に特別の定めがあるときに限る。）を除く。</p>	<p>行に伴う定義の追加</p> <p>個人情報の変更に伴う定義の追加</p> <p>号の繰下げ</p> <p>番号法施行に伴う定義の追加</p> <p>号の繰下げ</p> <p>(保有等の一般的制限)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報の保有等をしてはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、当該個人（以下「本人」という。）の同意があるとき及び本人の生命、健康その他生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき又は市長が小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて特に職務執行上必要と認めるときを除く。</p>
---	---

<p>(1) } ? } (3) }</p> <p>省略</p> <p>(保有個人情報目録の作成)</p> <p>第10条 実施機関は、保有個人情報に関する目録その他検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。</p>	<p>(個人情報目録の作成)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報に関する目録その他検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、個人情報収集するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。</p>	<p>(1) } ? } (4) }</p> <p>省略</p> <p>2 } ? } 4 }</p> <p>省略</p> <p>(特定個人情報の収集等の制限)</p> <p>第11条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を第9条第1項第2号又は第11条第1項第1号に規定する利用の目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外の者に提供(以下「外部提供」という。)してはならない。</p>	<p>規定の整備</p> <p>番号法施行に伴う規定の整備</p> <p>番号法施行に伴う規定の追加</p> <p>番号法施行に伴う規定の整備</p>
--	--	---	--	---

<p>(以下「外部提供」という。)してはならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。</p> <p>(1) } 省略 (2) }</p> <p>(3) 第11条第2項第3号又は第4号の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならぬ。ただし、緊急やむを得ないと認められる正当な理由があるときは、目的外利用又は外部提供をした後速やかにその事実を本人に通知しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第2項各号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録し、保存しておかなければならない。</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第12条の2 実施機関は、保有特定個人情報を第9条第1項第2号に規定する利用の目的の範囲を超えて利用(以下「保有特定個人情報目的外利用」という。)してはならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報又は本人の同意を得ることができる。ただし、保有特定個人情報を利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。</p> <p>(1) } 省略 (2) }</p> <p>(3) 前条第2項第3号又は第4号の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならぬ。ただし、緊急やむを得ないと認められる正当な理由があるときは、目的外利用等をした後速やかにその事実を本人に通知しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第2項各号の規定により目的外利用等をしたときは、規則で定める事項を記録し、保存しておかなければならない。</p>	<p>規定の整備</p>	<p>同上</p>
<p>番号法施行に伴う規定の追加</p>	<p>同上</p>	<p>規定の整備</p>	<p>番号法施行に伴う規定の追加</p>

3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を利用したときは、規則で定める事項を記録し、保存しておかなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第12条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を外部提供してはならない。

(適正な維持管理)

第13条 実施機関は、個人情報の保有等をするとときは、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
- (2) 保有個人情報の紛失、毀損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (3) 保有個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報を保有する必要がなくなつたときは、当該保有個人情報を速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(電子計算組織の結合の禁止)

第15条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、電子計算組織を利用して個人情報を処理する場合は、市の電子計算組織と国又は他の地方公共団体その他市以外のものの電子計算組織との通信回線による結合を行つてはならない。

番号法施行に伴う規定の追加

(適正な維持管理)

第13条 実施機関は、個人情報の保有等をするとときは、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
- (2) 個人情報の紛失、き損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、個人情報を保有する必要がなくなつたときは、当該個人情報を速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(電子計算組織の結合の禁止)

第15条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理する場合は、市の電子計算組織と国又は他の地方公共団体その他市以外のものの電子計算組織との通信回線による結合を行つてはならない。ただし、法令に特別の定めがある場合又は職務執行上必要かつ適切であり、個人情報について必要な保護措置が講じられている場合であつて、市長が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるときは、この限りでない。

<p>(1) <u>法令に特別の定めがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>職務執行上必要かつ適切である場合であつて、市長が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めたととき。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、前項の規定により電子計算組織を通信回線によつて結合する場合は、個人情報について必要な保護措置を講じなければならぬ。</u></p>	<p>番号法施行に伴う規定の整備 章名の変更</p>
<p><u>第3章 保有個人情報の開示請求等の権利</u></p> <p>(開示の請求)</p> <p>第16条 何人も、自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求をすることができる。</u></p> <p>3 <u>実施機関は、第1項の規定による請求に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。</u></p>	<p><u>第3章 個人情報の開示請求等の権利</u></p> <p>(開示の請求)</p> <p>第16条 何人も、実施機関が保有等をして自己に関する個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 <u>実施機関は、前項の請求に係る個人情報、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報を開示しないことができる。</u></p>
<p>(1) } ? } (4) } 省略</p> <p>4 <u>実施機関は、前項各号のいずれかに該当する保有個人情報であつても期間の経過により開示しない理由がなくなつたときは、これを開示しなければならない。</u></p> <p>5 <u>実施機関は、請求に係る保有個人情報が第3項各号のいずれかに該当する部分とそれ以外の部分とからなるときは、これを可能</u></p>	<p>(1) } ? } (4) } 省略</p> <p>3 <u>実施機関は、前項各号のいずれかに該当する個人情報であつても期間の経過により開示しない理由がなくなつたときは、これを開示しなければならない。</u></p> <p>4 <u>実施機関は、請求に係る個人情報が第2項各号のいずれかに該当する部分とそれ以外の部分とからなるときは、これを可能な限</u></p>

な限り区分し、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならぬ。

(保有個人情報の存在の有無を明らかにしない情報)

第16条の2 前条第1項の開示の請求に対し、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示しないこととした情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存在の有無を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

2 省略

(訂正の請求)

第17条 何人も、自己に関する保有個人情報に誤りがあるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求について準用する。

(削除の請求)

第18条 何人も、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。

(1) 第8条第1項及び第2項又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して収集されたとき。

(2) 第11条の2の規定に違反して収集され、又は保管されたとき。

(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル

り区分し、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならぬ。

(個人情報の存在の有無を明らかにしない情報)

第16条の2 前条第1項の開示の請求に対し、当該請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示しないこととした情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存在の有無を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

2 省略

(訂正の請求)

第17条 何人も、実施機関が保有等をしている自己に関する個人情報に誤りがあるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の訂正を請求することができる。

同上

(削除の請求)

第18条 何人も、実施機関が第8条第1項及び第2項の規定による制限を超え、又は第11条第1項及び第2項の規定によらないで自己に関する個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。

番号法施行に伴う規定の整備

<p>をいう。以下同じ。)に記録されているとき。</p> <p><u>2 第16条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求について準用する。</u></p> <p>(中止の請求)</p> <p><u>第19条 何人も、自己に関する保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の目的外的利用もしくは外部提供又は保有特定個人情報目的外利用（以下「目的外的利用等」という。）の中止を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>第11条の2の規定に違反して収集され、又は保管されたとき。</u></p> <p>(2) <u>第12条第1項及び第2項の規定に違反して目的外的利用もしくは外部提供をされ、又はされようとしているとき。</u></p> <p>(3) <u>第12条の2第1項及び第2項の規定に違反して保有特定個人情報目的外的利用をされ、又はされようとしているとき。</u></p> <p>(4) <u>第12条の3の規定に違反して外部提供をされ、又はされようとしているとき。</u></p> <p>(5) <u>番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記載されているとき。</u></p> <p><u>2 第16条第2項の規定は、前項の規定による中止の請求について準用する。</u></p> <p><u>3 実施機関は、前2項の規定により目的外的利用等の中止の請求があつたときは第21条の規定による決定をするまでの間、当該個人情報の目的外的利用等を一時中止しなければならない。ただし、一時中止によつて実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずるときを除く。</u></p>	<p>(中止の請求)</p> <p><u>第19条 何人も、実施機関が第12条第1項及び第2項の規定によらないで自己に関する個人情報の目的外的利用等をし、又はしようとしていたり認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の目的外的利用等の中止を請求することができる。</u></p> <p>同上</p> <p><u>2 実施機関は、前項の規定により目的外的利用等の中止の請求があつたときは第21条の規定による決定をするまでの間、当該個人情報の目的外的利用等を一時中止しなければならない。ただし、一時中止によつて実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずるときを除く。</u></p> <p>項の繰下げ及び規定の整備</p>
--	--

(開示請求等の手続)

第20条 第16条第1項もしくは第2項の規定による開示の請求、第17条の規定による訂正の請求、第18条の規定による削除の請求又は前条第1項もしくは第2項の規定による目的外利用等の中止の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)は、実施機関に対して、本人又は代理人であることを明らかにし、実施機関に対して、本人又は代理人であることを明らかにし、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 請求に係る保有個人情報の記録の内容
- (3) } 省略
- (4) }

(請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日の翌日から起算して、開示の請求にあつては7日(小金井市の休日^{を定める条例(平成元年条例第7号)に定める休日(以下「市の休日」という。)}を除く。)以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては20日(市の休日^{を除く。)}以内に当該請求を認めるかどうかを決定(第16条の規定により開示の請求を拒否するとき、及び開示の請求に係る保有個人情報を保有等していないときを含む。)し、速やかに請求者に通知しなければならない。

- 2 省略
- 3 実施機関は、第1項の規定により当該請求を認めないこととする決定(当該請求の一部を認めないこととする決定を含む。)をしたときは、その理由を明示して請求者に通知しなければならない

(開示請求等の手続)

第20条 第16条第1項の規定による開示の請求、第17条の規定による訂正の請求、第18条の規定による削除の請求又は前条第1項の規定による目的外利用等の中止の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)は、実施機関に対して、本人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 請求に係る個人情報の記録の内容
- (3) } 省略
- (4) }

(請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日の翌日から起算して、開示の請求にあつては7日(小金井市の休日^{を定める条例(平成元年条例第7号)に定める休日(以下「市の休日」という。)}を除く。)以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては20日(市の休日^{を除く。)}以内に、当該請求を認めるかどうかを決定(第16条の規定により開示の請求を拒否するとき、及び開示の請求に係る個人情報を保有等していないときを含む。)し、速やかに請求者に通知しなければならない。

- 2 省略
- 3 実施機関は、第1項の規定により当該請求を認めないこととする決定(当該請求の一部を認めないこととする決定を含む。)をしたときは、その理由を明示して請求者に通知しなければならない

規定の整備

同上

同上

<p>い。この場合において、開示しないことと決定した保有個人情報 が、期間の経過により第16条第3項に掲げる保有個人情報に該 当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、そ の旨を記載しなければならぬ。</p> <p>(決定後の手続)</p> <p>第22条 実施機関は、前条第1項の規定による請求に係る保有個 人情報を開示することと決定したときは、速やかに請求者に対し て当該保有個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により開示する場合において、当該保 有個人情報に汚損又は破損するおそれのあるときその他合理的な 理由のあるときは、当該保有個人情報の写しにより開示すること ができる。</p> <p>3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利 用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂 正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場 合において、実施機関は、その旨を現に当該保有個人情報の目的 外利用等をしようとした者又はしている者に対し通知しなければ ならない。</p> <p>(手数料等)</p> <p>第23条 前条の規定による保有個人情報の開示、訂正、削除又は 目的外利用等の中止に要する手数料は、無料とする。</p> <p>2 保有個人情報の開示の請求をして、当該保有個人情報の写し (前条第2項に規定する写しを含む。)の交付を受ける者は、当 該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(不服申立て等)</p> <p>第24条 この条例による保有個人情報の開示、訂正、削除又は目 的外利用等の中止の請求に対する処分不服のある者は、行政不</p>	<p>い。この場合において、開示しないことと決定した個人情報 が、期間の経過により第16条第2項に掲げる個人情報に該当しな くなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その旨を記 載しなければならぬ。</p> <p>(決定後の手続)</p> <p>第22条 実施機関は、前条第1項の規定による請求に係る個人情 報を開示することと決定したときは、速やかに請求者に対して当 該個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により開示する場合において、当該個 人情報に汚損又は破損するおそれのあるときその他合理的な理由 のあるときは、当該個人情報の写しにより開示することができる。</p> <p>3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利 用等の中止を決定したときは、速やかに当該個人情報の訂正、削 除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合にお いて、実施機関は、その旨を現に当該個人情報の目的外利用等を しようとした者又はしている者に対し通知しなければならぬ。</p> <p>(手数料等)</p> <p>第23条 前条の規定による個人情報の開示、訂正、削除又は目的 外利用等の中止に要する手数料は、無料とする。</p> <p>2 個人情報の開示の請求をして、当該個人情報の写し(前条第2 項に規定する写しを含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作 成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(不服申立て等)</p> <p>第24条 この条例による個人情報の開示、訂正、削除又は目的外 利用等の中止の請求に対する処分不服のある者は、行政不服審</p>	<p>規定の整 備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
---	--	---

<p>服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。</p> <p>2 省略 （他法令との調整等）</p> <p>第33条 保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止についての手続が、他の法令に定められている場合には、当該法令の定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保有特定個人情報の開示については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 省略</p>	<p>査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。</p> <p>2 省略 （他法令との調整等）</p> <p>第33条 個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止についての手続が、他の法令に定められている場合には、当該法令の定めるところによる。</p> <p>2 省略</p> <p>（罰則）</p> <p>第35条 実施機関の職員もしくは職員であつた者、第27条第1項に規定する受託事務従事者もしくは受託事務従事者であつた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であつて、一定の業務の目的を達成するために保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す</p>
<p>規定の整備</p> <p>番号法施行に伴う規定の追加 項の繰下げ</p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p>

<p>る。</p> <p>3 } 省略 4 }</p> <p>5 偽りその他の不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>付 則 (抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。(以下省略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の小金井市個人情報保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の小金井市個人情報保護条例の相当規定によってしたものとみなす。</p>	<p>する。</p> <p>3 } 省略 4 }</p> <p>5 偽りその他の不正の手段により、実施機関が保有する個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>規定の整備</p>
---	--

(第2条関係)

改正条例	第1条による改正後条例	備考
<p>(定義) 第3条 省略 (1) } } 省略 (6) }</p> <p>(7) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(保有特定個人情報利用の制限) 第12条の2 省略 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 省略 (削除の請求) 第18条 何人も、自己に関する保有個人情報(情報提供等記録を除く。次条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると</p>	<p>(定義) 第3条 省略 (1) } } 省略 (6) }</p> <p>(7) 省略</p> <p>(保有特定個人情報利用の制限) 第12条の2 省略 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 省略 (削除の請求) 第18条 何人も、自己に関する保有個人情報(次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人</p>	<p>番号法施行に伴う規定の追加の繰下げ</p> <p>番号法施行に伴う規定の整備</p> <p>番号法施行に伴う規定の整備</p>

認める場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。

(1) } 省略
(3) }

2 省略
(決定後の手続)

第22条 省略

2 省略

3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

付 則 (抄)
(施行期日)

1 この条例は、(中略)ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。(以下省略)

個人情報の削除を請求することができる。

(1) } 省略
(3) }

2 省略

(決定後の手続)

第22条 省略

2 省略

3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を現に当該保有個人情報の目的外利用等をしようとした者又はしている者に対し通知しなければならない。

規定の整備

番号法施行に伴う規定の整備

議案 50 号資料 2

小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要について

1 番号法の適用範囲等

- (1) 番号法は、地方公共団体に適用される。
- (2) 番号法による特定個人情報の保護措置は、番号法に直接的に規定するものと個人情報保護三法を読み替えて規定するものがあるが（番号法第 29 条及び第 30 条）、個人情報保護三法は、地方公共団体に関して個別具体の運用を定めるものではないことから、地方公共団体には、個人情報保護三法の読替えの趣旨を踏まえて措置を講ずることが求められている（番号法第 31 条）。

2 各改正項目

項目	番号法の規定	条例の改正内容	改正理由
定義の改正① 個人情報の定義	番号法にいう「個人情報」は、条例の個人情報 <small>の定義</small> では除かれている「事業を営む個人の当該事業に係る情報」が含まれている（第 2 条第 3 項）。	<u>第 3 条第 1 号</u> 番号法との整合を図るため、個人情報の定義を改める。 <u>第 3 条第 4 号</u> 個人情報の定義を改めることにより、実施機関が保有している個人情報を「保有個人情報」と新たに定義する。	個人情報の一部である特定個人情報の取扱いを条例に規定するため、番号法と条例の整合を図る必要がある。

項目	番号法の規定	条例の改正内容	改正理由
定義の改正② 特定個人情報等の定義の追加	特定個人情報（第2条第8項）及び情報提供等記録（第23条）について定義をしている。	第3条第3号及び第3条第7号（第2条による改正後の規定） 特定個人情報の取扱いを新たに規定するため、番号法と同様の定義規定を追加する。	番号法の規定が地方公共団体にも直接適用されるが、条例において具体の取扱いを規定するため、条例に定義する必要がある。
保有等の一般的制限	—	第8条第2項 特定個人情報は、その収集、保管及び利用にあつては番号法で制限されているため、保有等の一般的制限が解除される場合を、番号法に定めがある場合に限ることを規定する。	番号法において本条に相当する条項はないが、番号法と条例の整合を図る必要がある。
収集の制限	—	第11条第1項 特定個人情報については、本条の適用から除外されることを規定する。	個人情報と特定個人情報では取扱いが異なるため、特定個人情報については、第11条の2に別途規定する。

項目	番号法の規定	条例の改正内容	改正理由
特定個人情報の収集等の制限	特定個人情報を収集・保管できる場合を第19条各号のいずれかに該当する場合としている（第20条）。	<u>第11条の2</u> 特定個人情報の収集等の制限について、番号法と同様の規定をする。	番号法の規定が地方公共団体にも直接適用されるが、個人情報と特定個人情報では取扱いが異なることを明確にするために条例にも規定する。
保有個人情報の利用及び提供の制限		<u>第12条</u> 保有特定個人情報については、本条の適用から除外されることを規定する。	個人情報と特定個人情報では取扱いが異なるため、特定個人情報については、第12条の2及び第12条の3に別途規定する。
保有特定個人情報の利用の制限	特定個人情報の目的外利用ができる場合を、生命等保護のために必要な場合に制限し、また、情報提供等記録については目的外利用を一切禁止している（第29条及び第30条）。	<u>第12条の2（第2条による改正後の規定を含む。）</u> 保有特定個人情報の利用の制限について、番号法と同様の規定をする。	番号法において個人情報保護三法の読替えとして規定されたものについては、地方公共団体において、その趣旨に沿って措置を講ずる必要がある。

項目	番号法の規定	条例の改正内容	改正理由
特定個人情報の提供の制限	特定個人情報の提供ができる場合を限定している（第19条）。	第12条の3 特定個人情報の提供の制限について、番号法と同様の規定をする。	番号法の規定が地方公共団体にも直接適用されるが、個人情報と特定個人情報では取扱いが異なることを明確にするために条例にも規定する。
電子計算組織の結合の禁止	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報が提供される（第21条及び第22条）。	第15条 番号法の規定により情報提供ネットワークシステムへの結合が行われることになるが、番号法等法令の定めによるものであっても、必要な保護措置を講じることがを明確にするため規定を改める。	番号法の規定が地方公共団体にも直接適用される。
開示の請求・訂正の請求・削除の請求・中止の請求	特定個人情報の開示の請求・訂正の請求・削除の請求・中止の請求ができる者に任意代理人を認めている。なお、情報提供等記録については、削除の請求・中止の請求自体を認めていない（第29条及び第30条）。	第16条及び第17条から第19条まで（第2条による改正後の第18条の規定を含む。） 保有特定個人情報の開示の請求・訂正の請求・削除の請求・中止の請求ができる者について、番号法と同様の規定をする。	番号法において個人情報保護三法の読替えとして規定されたものについては、地方公共団体において、その趣旨に沿って措置を講ずる必要がある。

項目	番号法の規定	条例の改正内容	改正理由
<p>削除の請求・中止の請求</p>	<p>特定個人情報の削除・中止の請求ができる場合について規定している（第29条及び第30条）。</p>	<p><u>第18条及び第19条</u> 保有特定個人情報の削除の請求・中止の請求ができる場合について、番号法と同様の規定をする。</p>	<p>番号法において個人情報保護三法の読替えとして規定されたものについては、地方公共団体において、その趣旨に沿って措置を講ずる必要がある。</p>
<p>決定後の手続（情報提供等記録の訂正の通知）</p>	<p>情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するとしている（第30条）。</p>	<p><u>第22条第3項（第2条による改正後の規定）</u> 情報提供等記録を訂正した場合について、番号法と同様の規定をする。</p>	<p>番号法において個人情報保護三法の読替えとして規定されたものについては、地方公共団体において、その趣旨に沿って措置を講ずる必要がある。</p>
<p>他法令との調整等</p>	<p>特定個人情報の開示の実施は、他の法令による開示の実施との重複を認めている（第29条及び第30条）。</p>	<p><u>第33条第2項</u> 保有特定個人情報の開示の請求について、番号法と同様の規定をする。</p>	<p>番号法において個人情報保護三法の読替えとして規定されたものについては、地方公共団体において、その趣旨に沿って措置を講ずる必要がある。</p>

番号 法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

個人情報保護三法：個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

議案第51号

小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例

小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務の促進を図り、配偶者同行休業制度を設けるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に該当するものを除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が認めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引

き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）第12条第1項に規定する産前及び産後の休養により就業しなくなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に

満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業をした期間を2分の1以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定により号給を調整する場合において他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(小金井市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 2 小金井市職員退職手当支給条例(昭和23年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条の4第3項中「育児休業」の次に「、小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年条例第 号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第2条に規定する配偶者同行休業」を加える。

第6条第3号を次のように改める。

- (3) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業を承認された期間は、これを除算する。

第7条第3項中「並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第2条及び第3条の規定に基づく育児休業」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条及び第3条の規定に基づく育児休業並びに配偶者同行休業条例第2条の規定に基づく配

偶者同行休業」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。
第17条第8項に次の1号を加える。

(3) 小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年条例第 号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第2条の規定により配偶者同行休業をしていた期間については、その2分の1の期間

第18条の2の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業者の給与)

第18条の3 配偶者同行休業条例第2条の規定による配偶者同行休業中の職員には、その配偶者同行休業の期間中、この条例に定める給与は支給しない。

(小金井市職員定数条例の一部改正)

- 4 小金井市職員定数条例(昭和33年条例第17号)の一部を次のように改正する。
第2条中「及び育児休業者」を「、育児休業者及び配偶者同行休業者」に改める。

(小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部改正)

- 5 小金井市臨時職員の任用等に関する条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年条例第 号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、予算の範囲内で配偶者同行休業条例第9条第1項第2号に規定する臨時職員を任用することができる。

第4条に次の1項を加える。

- 3 第2条第3項の臨時職員は、配偶者同行休業条例第9条第1項に規定する申請期間を限度とした期間で任用することができる。ただし、当該申請期間について1年を超えて任用することができない。

小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（配偶者同行休業の承認の申請手続）

第3条 条例第5条に規定する配偶者同行休業の承認の申請（以下「申請」という。）は、小金井市配偶者同行休業（延長）承認申請書（様式第1号）により、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の1月前までに行うものとする。ただし、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の1月前までに申請をすることができないことについてやむを得ない理由があると任命権者が認めたときは、この限りでない。

2 任命権者は、申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請手続）

第4条 前条の規定は、条例第6条に規定する配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

（職務復帰）

第5条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職もしくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第2号及び第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（承認等通知書の交付）

第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対して小金井市配偶者同行休業承認等通知書（様式第2号）を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業の承認が取り消された場合（条例第7条第2号及び第3号に規

定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)

(届出等)

第7条 条例第8条の規定による届出は、小金井市配偶者同行休業報告書(様式第3号)によるものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

様式・・・省略

議案第52号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

特定の一般職の非常勤職員が育児休業を取得できるようにするため、本案を提出するものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 育児休業法第6条第1項第1号又は小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年条例第 号）第9条第1項第1号の規定により任期を定めて任用した職員

(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと、及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後であるとき、又は当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。）。 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号。以下「勤務時間等条例」という。）第12条第1項に規定する産前及び産後の休養を受けることにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。 当該子が1歳6か月に達する日
ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の

期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第8条中「職員は、」の次に「特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員以外の」を加える。

第9条中「小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号。以下「勤務時間等条例」という。）」を「勤務時間等条例」に改め、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項第1号又は小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年条例第 号)第9条第1項第1号の規定により任期を定めて任用した職員</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(4) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと、及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(7) <u>勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日と</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>臨時職員</u></p>	<p>育児休業をすることができない職員の変更</p>

された日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

立 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日に、当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき(当該育児休業の期間の初日とされた日)が当該子の1歳到達日の翌日後であるとき、又は当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて任用した職員

育児休業法第2
条第1項の条例
で定める日の新
設

日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号。以下「勤務時間等条例」という。）第12条第1項に規定する産前及び産後の休養を受けることにより勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。 当該子が1歳6か月に達する日

了 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到

達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしてい
る場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業
をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の3 省略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) } 省略
(2) }

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することが見込まれることにより当該期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 省略

(5) 省略

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）
第2条の2 省略
（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) } 省略
(2) }

育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情の追加

(3) 省略

(4) 省略

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第1号）第4条の規定により採用された職員を除く。）とする。

(部分休業)

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間等条例第10条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする）。

2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）とする。

(部分休業)

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号。以下「勤務時間等条例」という。）第10条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

規定の整備

非常勤職員の部分休業の承認限度についての整備

該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない
範囲内で) 行うものとする。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例及び条例施行規則の一部改正（案）の概要

条例の主な改正内容	条例の一部改正に伴い新たに規則に定める内容
<p>1 育児休業をすることができない職員（第2条関係）</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）又は小金井市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年条例第 号）により任期を定めて任用した職員</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(4) 子の1歳到達日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員で、1歳到達日の翌日から育児休業をしようとするもの</p> <p>(7) 非常勤職員本人又はその配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合</p> <p>(4) 子の1歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合</p>	<p>条例第2条第2号アの(ウ)の「規則で定める非常勤職員」</p> <p>1 週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p>

ウ 任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新等に伴い、引き続き育児休業をしようとするもの

2 非常勤職員が育児休業をすることができる期間（第2条の2関係）

- (1) 次号及び第3号以外の場合 子の1歳到達日
 - (2) 配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合 子が1歳2か月に達する日
 - (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員で、1歳到達日の翌日から育児休業をしようとする場合 子が1歳6か月に達する日
- ア 非常勤職員本人又はその配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合

イ 子の1歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

条例第2条の2第3号イの「規則で定める場合」

- (1) 条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって、当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

3 再度の育児休業をすることのできる特別の事情（第3条関係）
育児休業をしている職員が負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により子を養育することができなくなったことにより育児休業の承認が取り消された後、子を養育することができる状態に回復した場合に再度育児休業を取得できるとする。

また、一定の要件を満たす非常勤職員について再度の育児休業ができるようにする。要件については次のいずれかに該当する非常勤職員とする。

- (1) 1歳から1歳6か月までの育児休業をしようとする者
- (2) 任期の末日まで育児休業をしている者で、任期の更新等に伴い、引き続き育児休業をしようとするもの

4 部分休業の承認（第9条関係）

非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

議案第53号

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

本市における財政状況を踏まえ、更なる行財政改革の推進を図るといふ、教育長としての姿勢を明確にするため、本案を提出するものであります。

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、教育長に支給する給料について、特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)第2条第1項の特例を定めることを目的とする。

(給料の特例)

第2条 平成27年8月31日に在職する市長(以下単に「市長」という。)の任期中に限り、教育長に支給する給料月額は、726,750円とする。

(退職手当の基礎となる給料月額)

第3条 教育長の職にあった者に対し、退職手当を支給する場合には、前条の規定は、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、市長の退職の日の翌日に、その効力を失う。

議案第54号

小金井市が長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例

小金井市が長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

長期継続契約の対象範囲を拡大するため、本案を提出するものであります。

小金井市が長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例

小金井市が長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち規則で定めるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があるもののうち規則で定めるもの

第2条の次に次の1条を加える。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

小金井市が長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものうち規則で定めるもの</p> <p>(2) 役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があるものうち規則で定めるもの</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 地方自治法施行令第167条の17の規定により条例で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、あらかじめ複数年にわたる契約の期間が定められているものとする。</p>	<p>長期継続契約を締結することができない契約の追加</p> <p>規定の整備</p>

議案第54号資料2

小金井市が長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市が長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機その他の機器類の借入れに関する契約
- (2) ソフトウェアの借入れに関する契約
- (3) 車両の借入れに関する契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機その他の機器類の保守に関する契約
- (2) 電子計算機処理に係るプログラムの保守及び運用に関する契約
- (3) 施設等の維持管理に関する契約
- (4) 契約の相手方が調達する当該役務の提供に必要な物品、設備等の初期投資額の回収に複数年度の期間を要する契約
- (5) 契約の相手方が役務の提供に係る業務に習熟するため一定の期間を要する契約で、当該業務に習熟していなければ適切な行政運営に支障が生じ、又は市民等に不利益を与えるおそれがあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約

（長期継続契約の契約期間）

第3条 前条に規定する契約の期間は、5年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に締結されている長期継続契約の期間については、なお従前の例による。

議案第 55 号

小金井市手数料条例の一部を改正する条例

小金井市手数料条例の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 8 月 31 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の新設等を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表住民登録等事務の部に次のように加える。

通知カードの再交付	1枚	500円	
-----------	----	------	--

第2条 小金井市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表住民登録等事務の部住民基本台帳カードの交付の項を削り、同部に次のように加える。

個人番号カードの再交付	1枚	800円	
-------------	----	------	--

付 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

議案第55号資料

小金井市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正条例				現行条例				備考
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)				
手数料を徴収する事務	単位	金額	備考	手数料を徴収する事務	単位	金額	備考	
省略				省略				項目の新設
住民登録等事務	1枚	500円		住民基本台帳カードの交付	1枚	500円		
通知カードの再交付	1枚	500円		省略				

付 則 (抄)

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から(中略)施行する。

(第2条関係)

改正条例					第1条による改正後条例					備考	
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)						
手数料を徴収する事務					手数料を徴収する事務						
単位	金額	備考	単位	金額	備考	単位	金額	備考	金額	備考	
省略					省略						
住民登録等事務					住民登録等事務						
1件	窓口交付 300円 郵送等請求に対する交付 400円	届出1件 ごとに1件とする。	1件	窓口交付 300円 郵送等請求に対する交付 400円	届出1件 ごとに1件とする。	1枚	500円		500円		
1枚	500円		1枚	500円		1枚	500円		500円		
1枚	800円		1枚	800円		1枚	500円		500円		
住民登録等事務					住民登録等事務						
住民表示関係届出書の一部の写しの交付					住民表示関係届出書の一部の写しの交付						
通知カードの再交付					通知カードの再交付						
個人番号カードの再交付					個人番号カードの再交付						
省略					省略						

付 則 (抄)
この条例中 (中略) 第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

項目の削
除
項目の新
設

議案第56号

小金井市公民館条例の一部を改正する条例

小金井市公民館条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う社会教育法の改正等により、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市公民館条例の一部を改正する条例

小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「教育長の推薦により教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第22条中「教育長が教育委員会の同意を得て」を「教育委員会が」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第11条の場合においては、この条例による改正後の小金井市公民館条例第20条第2項の規定は適用せず、この条例による改正前の小金井市公民館条例第20条第2項の規定は、なおその効力を有する。

議案第56号資料

小金井市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(職員)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 公民館の館長その他の職員は、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>3 省略 (実行委員の委嘱)</p> <p>第22条 実行委員は、各種団体又は審議会の推薦に基づき<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第11条の場合においては、この条例による改正後の小金井市公民館条例第20条第2項の規定は適用せず、この条例による改正前の小金井市公民館条例第20条第2項の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 公民館の館長その他の職員は、<u>教育長の推薦により教育委員会</u>が任命する。</p> <p>3 省略 (実行委員の委嘱)</p> <p>第22条 実行委員は、各種団体又は審議会の推薦に基づき<u>教育長が教育委員会の同意を得て委嘱する。</u></p>	<p>社会教育法の改正に伴う規定の整備</p> <p>規定の整備</p>

議案第57号

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

学童保育所の増設に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するもの
あります。

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例（昭和47年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

小金井市立みなみ学童保育所	小金井市前原町二丁目2番21号	60人
---------------	-----------------	-----

」

を

「

小金井市立みなみ第1学童保育所	小金井市前原町二丁目2番21号	40人
小金井市立みなみ第2学童保育所	小金井市前原町二丁目2番21号	40人

」

に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例			現行条例			備考
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
名称	位置	基準定員	名称	位置	基準定員	
省略						
小金井市立みなみ第1学童保育所	小金井市前原町二丁目2番21号	40人	小金井市立みなみ学童保育所	小金井市前原町二丁目2番21号	60人	学童保育所の増設に伴う規定の整備
小金井市立みなみ第2学童保育所	小金井市前原町二丁目2番21号	40人				

付 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第58号

小金井市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

小金井市住民基本台帳カードの利用に関する条例を別紙のように廃止する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う、住民基本台帳法の改正により、本条例を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

小金井市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年条例第29号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の小金井市住民基本台帳カードの利用に関する条例第3条第2項の規定によりサービスの提供に必要な情報が記録された住基カードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第2項に規定する期間において、同条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

住民基本台帳カードによるコンビニ交付事業について

1 住民基本台帳法改正後のコンビニ交付事業の取扱い

- (1) 住民基本台帳法の改正により住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の規定が削除されることに伴い、住基カードによる多機能端末（コンビニ交付機）の利用については、新規利用申請（カードへのアプリケーションの登録及び利用する証明書種別の変更）の受付を終了する。
- (2) 既に多機能端末による利用を開始している者（以下「利用者」という。）が、現在、利用している証明書交付サービスは、提供する。
- (3) 利用者の暗証番号の変更は、個人情報漏えいの際の悪用防止の観点から、従前どおり申請できることとする。
- (4) 住基カードの有効期限が到来したとき、又は有効期限以前に利用者が個人番号カードの交付を受けたときは、住基カードは廃止となるため住基カードによる多機能端末の利用については終了する。

2 住民基本台帳法改正後の住基カードの取扱い

- (1) 住基カードの新規交付・再交付はできない。
- (2) 住基カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けたときは、当該住基カードは廃止する。

議案第 59 号

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例

小金井市印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 8 月 31 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の改正に伴い、印鑑登録証等について規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市印鑑条例(昭和57年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条の2を次のように改める。

(個人番号カードによる利用)

第9条の2 印鑑登録証明書について、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)による多機能端末機(小金井市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)の利用をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長が第4条の規定による申請に際し、前項の規定による申請に基づき個人番号カードによる多機能端末機の利用決定をしたときは、前条第1項に規定する印鑑登録証の交付を行ったものとみなす。

3 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)が、第1項の規定による申請を行うときは、前条第1項の規定により交付された印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

第9条の3を削る。

第10条中「(住基カードによる印鑑登録証を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「き損」を「毀損」に改める。

第16条第1項中「第5条第2項」の次に「、第9条の2第1項」を加える。

第18条第2項中「住基カードによる印鑑登録証により」を「印鑑登録者が、個人番号カード(第9条の2第1項の規定による申請に基づき市長が個人番号カードによる多機能端末機の利用決定をしたものに限る。以下同じ。)により」に、「住基カードによる印鑑登録証を添える」を「個人番号カードを添える」に、「利用条例第2条第2号に規定するサービスの利用に係る暗証番号」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明認証業務(以下「利用者確認」という。)のために暗証として設定される番号」に、「本人確認」を「利用者確認」に改める。

第19条中「申請に際し、印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード(前条第

2項に規定する利用者確認をしたものに限る。)」を加え、「(住基カードによる印鑑登録証の場合は、暗証番号の照合による本人確認を含む。)」を削る。

第19条の2を削る。

第2条 小金井市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明)

第19条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを多機能端末機に使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、この条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の小金井市印鑑条例(以下「旧条例」という。)第9条の2の規定により印鑑登録証とみなされた住基カードによる印鑑登録証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第2項に規定する期間において、旧条例の規定は、第1条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(個人番号カードによる利用) 第9条の2 印鑑登録証明書について、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)による多機能端末機(小金井市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)の利用をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p>	<p>(住民基本台帳カードによる印鑑登録証) 第9条の2 小金井市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年条例第29号。以下「利用条例」という。)第3条第2項の規定により利用条例第2条第2号のサービスの提供に必要な情報が記録された住民基本台帳カード(以下「住基カードによる印鑑登録証」という。)は、印鑑登録証とみなす。</p>	<p>個人番号カードに関する規定の整備</p>
<p>2 市長が第4条の規定による申請に際し、前項の規定による申請に基づき個人番号カードによる多機能端末機の利用決定をしたときは、前条第1項に規定する印鑑登録証の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>2 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)が、利用条例第2条第2号のサービスの提供に係る利用条例第3条第1項の申請を行うときは、住基カードにより印鑑登録証の交付を受ける際、前条第1項の規定により交付された印鑑登録証を市長に返還しなければならない。</p>	
<p>3 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)が、第1項の規定による申請を行うときは、前条第1項の規定により交付された印鑑登録証を市長に返還しなければならない。</p>	<p>(住基カードによる印鑑登録証の有効期限) 第9条の3 住基カードによる印鑑登録証の有効期限は、当該住基カードの有効期限と同一とする。 (印鑑登録証の引替交付)</p>	<p>条の削除</p>

第10条 印鑑登録者は、印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したときは、申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。

(代理人)

第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第5条第2項、第9条の2第1項、第10条、第11条並びに第14条第1項及び同条第2項の申請等を自ら行うことができないうときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。

2 } 省略
3 }

(印鑑登録証明の申請)

第18条 省略

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が、個人番号カード(第9条の2第1項の規定による申請に基づき市長が個人番号カードによる多機能端末機の利用決定をしたものに限る。以下同じ。)により申請する場合は、個人番号カードを添えるほか、暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明認証業務(以下「利用者確認」という。))のために暗証として設定される番号をいう。以下同じ。)の照合による利用者確認を行うものとする。

(印鑑登録証明の制限)

第19条 市長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証又は個人番号カード(前条第2項に規定する利用者確認をしたものに限る。)を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。

第10条 印鑑登録者は、印鑑登録証(住基カードによる印鑑登録証を除く。以下この条において同じ。)が著しく汚損又はき損したときは、申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。

(代理人)

第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第5条第2項、第10条、第11条並びに第14条第1項及び同条第2項の申請等を自ら行うことができないうときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。

2 } 省略
3 }

(印鑑登録証明の申請)

第18条 省略

2 前項の規定にかかわらず、住基カードによる印鑑登録証により申請する場合は、住基カードによる印鑑登録証を添えるほか、暗証番号(利用条例第2条第2号に規定するサービスの利用に係る暗証番号をいう。以下同じ。)の照合による本人確認を行うものとする。

(印鑑登録証明の制限)

第19条 市長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示(住基カードによる印鑑登録証の場合は、暗証番号の照合による本人確認を含む。)した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。

規定の整備

代理申請が可能な手続の追加

個人番号カードに関する規定の整備

同上

(多機能端末機による印鑑登録証明)

第19条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、住基カード(利用条例第3条第2項の規定により、市長が印鑑登録証明書を交付するサービスの提供に必要な情報を記録したものに限る。)を利用条例第2条第1号に規定する多機能端末機に使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

付 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。(以下省略)

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の小金井市印鑑条例(以下「旧条例」という。)第9条の2の規定により印鑑登録とみなされた住基カードによる印鑑登録証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第2項に規定する期間において、旧条例の規定は、第1条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(第2条関係)

改正条例	第1条による改正後条例	備考
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明) 第19条の2 前2条の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、個人番号カードを多機能端末機に使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p>付 則 (抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、(中略)ただし、第2条の規定は、この条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>2 省略</p>	第1条による改正後条例	備考 条の追加

個人番号カードによる印鑑登録の利用の特徴

1 個人番号カードによる利用の特徴

- (1) 個人番号カードは、印鑑登録者識別カードとして使用し、カードの認証方式は ICチップに搭載される公的個人認証サービス（JPKI）の電子証明書によるものとする。
- (2) 印鑑登録及び印鑑登録証明書交付に係る申請手順等の運用は、原則、住民基本台帳カードと同様とする。
- (3) 利用者は、印鑑登録証明書交付に必要な電子証明書を有効に保つことで、個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

2 印鑑登録証明書の交付に使用するカードの種別比較

種 別	登録の確認に必要な情報	印鑑登録証の有効期限
印鑑登録証	印鑑登録番号・申請書に記載された内容（住所・氏名・生年月日）の印鑑登録原票との一致	—
個人番号カードによる利用	利用者証明用電子証明書の有効性確認、暗証番号の一致	—
住民基本台帳カードによる印鑑登録証	ICチップの条例利用領域に市が記録した印鑑登録情報・暗証番号の一致	カード券面に記載された有効期限

3 条例改正後の住民基本台帳カードによる印鑑登録証の取扱い

- (1) 住民基本台帳カードによる多機能端末（コンビニ交付機）の新規利用申請（カードへの印鑑登録情報の追加）の受付は行わない。
- (2) 既に多機能端末による利用を開始している者の印鑑登録証明書交付サービスは、提供する。
- (3) 既に多機能端末による利用を開始している者の暗証番号の変更は、個人情報の漏えいの際の悪用防止の観点から、従前どおり申請できることとする。

議案第60号

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

市民が排出する資源物等を市及び特定の者以外の者が持ち去る行為を禁止し、罰則規定を設けるため、本案を提出するものであります。

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第31条の3の次に次の2条を加える。

（収集又は運搬の禁止等）

- 第31条の4 市長及び市長が指定する者以外の者は、市の定める日に第31条第1項の規定により所定の場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。
- 2 市長が認める集団回収を実施する団体が指定する者以外の者は、当該集団回収で収集される専ら再生利用の目的となる一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。
- 3 市長は、第1項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。
- 4 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第22条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（小金井市行政手続条例の適用除外）

第31条の5 前条第3項の規定による命令については、小金井市行政手続条例（平成8年条例第12号）第3章の規定は適用しない。

第68条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第31条の4第3項の規定による命令に違反した者

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第60号資料

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p><u>(収集又は運搬の禁止等)</u></p> <p><u>第31条の4 市長及び市長が指定する者以外の者は、市の定める日に第31条第1項の規定により所定の場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。</u></p> <p><u>2 市長が認める集団回収を実施する団体が指定する者以外の者は、当該集団回収で収集される専ら再生利用の目的となる一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>5 第22条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。</u></p> <p><u>(小金井市行政手続条例の適用除外)</u></p> <p><u>第31条の5 前条第3項の規定による命令については、小金井市行政手続条例(平成8年条例第12号)第3章の規定は適用しない。</u></p>		<p>収集又は運搬の禁止等の規定の新設</p> <p>行政手続条例適用除外規定の新設</p>

<p>(罰則)</p> <p>第68条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第31条の4第3項の規定による命令に違反した者</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第68条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>罰則対象の追加 号の繰下げ</p>
---	---

議案第61号

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年8月31日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するとともに、市民等の権利利益を保護するため、本案を提出するものであります。

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するとともに、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公共の場所を継続的に撮影するために固定して設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するもの（犯罪の予防を副次的目的とするものを含む。）をいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める公共の用に供する場所をいう。
- (3) 市民等 市内に居住、勤務、通学もしくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラの録画装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、映像表示装置等を用いて画像として表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置し、又は運用する者は、市民等がみだりにその容貌、姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用に関し適切な措置を講ずるものとする。

(設置運用基準の届出等)

第4条 次に掲げる者で公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするものは、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定め、これを市長に届け出て、その内容について協議しなければならない。当該設置運用基準の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 小金井市（以下「市」という。）
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に

基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体

- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）
- (4) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体及び町会、自治会その他これらに準ずる団体
- (5) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

2 市長は、前項の規定による協議において、当該設置運用基準の内容が、この条例及び規則に適合していないと認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（設置者の責務）

第5条 前条第1項各号に掲げる者で、公共の場所に向けて防犯カメラを設置するもの（以下「設置者」という。）は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、この条例の目的に照らして必要最小限の範囲とすること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域内又はその付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を表示すること。
- (3) 防犯カメラの管理及び運用を適正に行わせるために、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこと。
- (4) 防犯カメラの管理又は運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例に規定する事項を受託者に遵守させること。

（取扱者の指定等）

第6条 管理責任者は、設置された防犯カメラの機器操作等を行う者（以下「取扱者」という。）を指定するものとする。この場合において、取扱者は、管理責任者とは別の者でなければならない。

- 2 管理責任者及び取扱者以外の者は、当該防犯カメラの機器操作等を行うことができない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合は、管理責任者の許可を得て、管理責任者及び取扱者以外の者が機器操作等を行うことができるものとする。
- 3 前項ただし書の規定により機器操作等を行った者は、行った機器操作等の内容を管理責任者に報告しなければならない。

（画像等の適正な管理等）

第7条 設置者及び管理責任者（以下「設置者等」という。）並びに取扱者（前条第

2項ただし書の規定により機器操作等を行う者を含む。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置運用基準を遵守し、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うこと。
- (2) 画像及び画像データ(以下「画像等」という。)から知り得た情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 画像データの編集、加工、複製又は印刷をしないこと。ただし、次条に規定する画像等の当該防犯カメラの設置目的以外の目的への利用(以下「目的外利用」という。)もしくは第三者への提供(以下「外部提供」という。)又は第9条に規定する自己の画像データの開示をする場合においては、この限りでない。
- (4) 画像データの表示又は保存をする場合において、電気通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、画像データの漏えい、滅失等を防ぐための安全対策の措置を講ずること。
- (5) 規則で定める保管期間を経過した画像データは速やかに消去又は上書きすること。
- (6) 画像データを記録した媒体(以下「記録媒体」という。)を保管するときは、施錠等により防護された場所に保管すること。
- (7) 記録媒体を廃棄するときは、破碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、当該画像データを再生できない状態にすること。
- (8) 前号の規定による記録媒体の廃棄、次条に規定する画像等の目的外利用又は外部提供、第9条に規定する自己の画像データの開示及び第12条に規定する苦情処理の状況について記録しておくこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、画像等及び記録媒体について、漏えい、滅失、盗難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講ずること。

(目的外利用及び外部提供)

第8条 設置者等は、次の各号に掲げる場合を除き、画像等を目的外利用又は外部提供してはならない。

- (1) 画像等から識別される特定の個人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 市民等の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。

(開示)

第9条 設置者等は、市民等から自己の画像データの開示を求められたときは、当該

市民等に対し、必要と認められる範囲内で、当該画像データを開示するよう配慮しなければならない。

(勧告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、設置者等に対し、その設置し、又は管理する防犯カメラの管理、運用等の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、設置者等及び第4条第1項の規定による届出をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違反等に係る設置者等又は同項の規定による届出をした者に対し、当該違反行為の中止その他違反等を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第4条第1項の規定による協議を行わないとき。

(2) 第4条第2項の規定による要請に応じないとき。

(3) 前項の報告により、第4条から第8条までの規定に違反する行為があると認めるとき。

(4) 前項の報告を行わないとき。

(公表)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

(苦情処理)

第12条 設置者等は、その設置し、又は管理する防犯カメラの設置、管理及び運用について市民等から苦情があったときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 市民等は、設置者等が前項の苦情（第4条から第8条までの規定に違反する行為に係るものに限る。）について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し、苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

4 市長は、第2項の規定による苦情の申出の処理について必要があると認めるときは、小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）第8条第2項の小金井市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

(市等が設置した防犯カメラに係る画像等の取扱い)

第13条 市又は指定管理者が設置した防犯カメラに係る画像等の取扱いについては、この条例に定めるもののほか、小金井市個人情報保護条例の定めるところによる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日において設置者であるもの（以下「既存設置者」という。）は、施行日から3月以内に設置運用基準を定め、これを市長に届け出なければならない。

3 既存設置者については、前項の規定による設置運用基準の届出がなされるまでの間は、第5条から第9条まで、第10条第2項、第11条及び第12条の規定は適用しない。ただし、施行日から3月を経過した後は、この限りでない。

議案第61号資料

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成27年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（公共の用に供する場所）

第3条 条例第2条第2号の規則で定める公共の用に供する場所は、次のとおりとする。

- (1) 市が設置し、又は管理する施設
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める場所

（設置運用基準）

第4条 条例第4条第1項に規定する設置運用基準に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置目的に関すること。
- (2) 防犯カメラの設置年月日に関すること。
- (3) 防犯カメラの設置台数に関すること。
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域及び防犯カメラの配置に関すること。
- (5) 防犯カメラの設置の表示に関すること。
- (6) 管理責任者の指定に関すること。
- (7) 取扱者の指定に関すること。
- (8) 画像データの保管場所、保管方法及び保管期間並びに記録媒体の廃棄方法に関すること。
- (9) 画像等の目的外利用及び外部提供並びに自己の画像データの開示の方法に関すること。
- (10) 苦情の処理に関すること。
- (11) 条例第7条第8号の規定による記録（以下「運用状況の記録」という。）に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適切な設置及び運用に関し市長が必要と認めること。

(設置運用基準の届出等)

第5条 条例第4条第1項の規定による設置運用基準の届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、設置運用基準届(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第4条第1項の設置運用基準の内容の変更に係る届出は、その内容の変更をしようとする日の14日前までに、設置運用基準変更届(様式第2号)を市長に提出して行わなければならない。

(防犯カメラ廃止届)

第6条 設置者は、防犯カメラを廃止したときは、速やかに、防犯カメラ廃止届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(届出義務者)

第7条 条例第4条第1項第2号のこれらに準ずる団体とは、次に掲げる事項に照らし、市長が認める団体をいう。

(1) 当該地域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(2) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を含有していること。

2 条例第4条第1項第6号の規則で定める者は、主に市民により構成される犯罪の防止に関する自主的な活動を行う団体とする。

(保管期間)

第8条 条例第7条第5号の規則で定める保管期間は、画像データとして記録された日から7日間(市長が正当な理由があると認める場合にあっては、市長が相当と認める期間)の範囲内において設置者が定める期間とする。

(運用状況の記録)

第9条 運用状況の記録は、記録媒体の廃棄、画像等の目的外利用もしくは外部提供もしくは自己の画像データの開示又は市民等からの苦情のあった日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間、これらを保存しなければならない。

2 市又は指定管理者が設置した防犯カメラの運用状況の記録は、第4条第11号及び前項に規定するもののほか、小金井市個人情報保護条例(昭和63年条例第31号)の定めるところによる。

(勧告)

第10条 条例第10条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第11条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 小金井市公告式条例(昭和25年条例第11号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他効果的に周知できる方法

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第10条第2項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 当該勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 条例第11条第2項の規定による弁明の機会の付与については、小金井市行政手続条例(平成8年条例第12号)及び小金井市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成7年規則第26号)に定めるところによる。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

様式・・・省略

議案第 6 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のように認定する。

調 書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
820	市道第 820 号線	東町三丁目 207 番 19 地先	東町三丁目 102 番 10 地先
821	市道第 821 号線	貫井北町三丁目 957 番 71 地先	貫井北町三丁目 957 番 60 地先

平成 2 7 年 8 月 3 1 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

（提案理由）

当該道路は、都市計画法第 2 9 条の開発行為により築造、移管された道路であり、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。



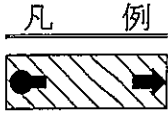
農工大学

市道第820号線

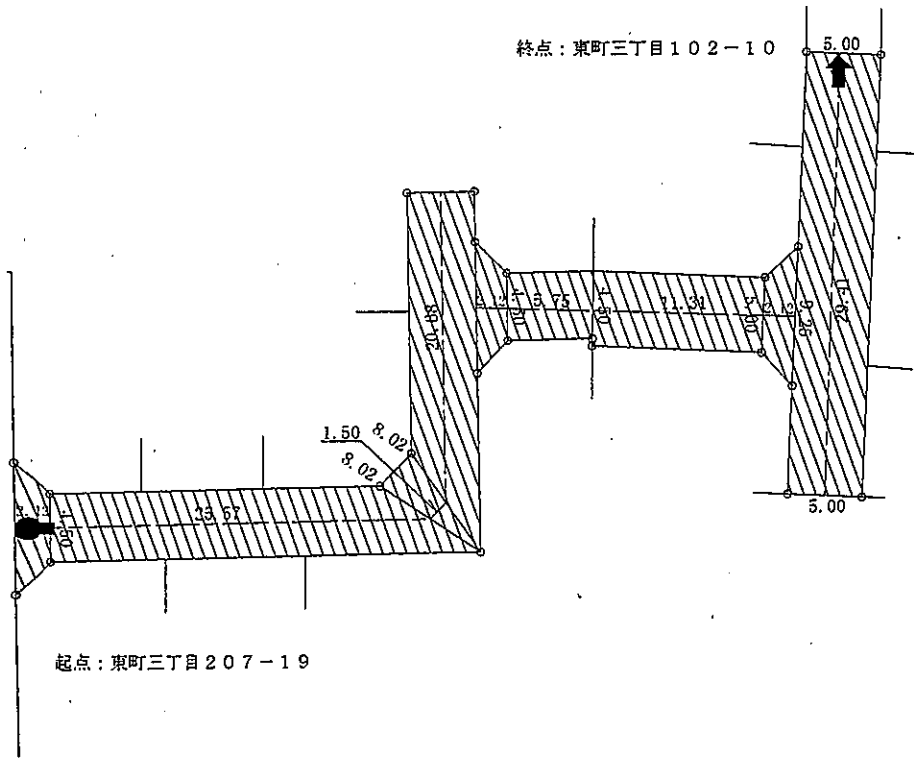
議案第62号資料1

小金井市案内図 (南東部)

市道路線認定見取図



認定路線箇所

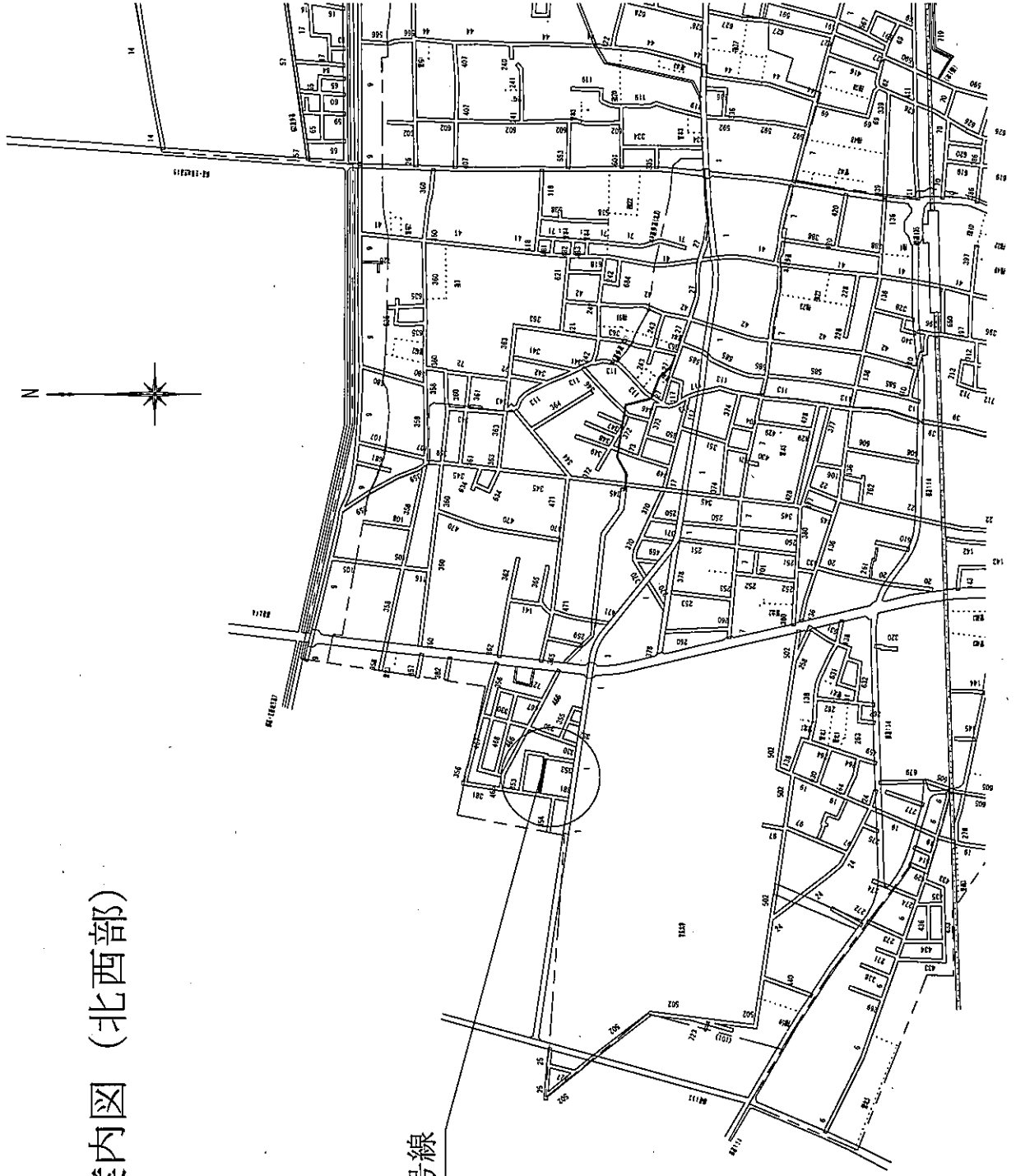


市道第820号線

幅員 4.50~5.00m
延長 100.58m

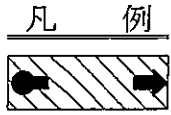
議案第62号資料3

小金井市案内図（北西部）

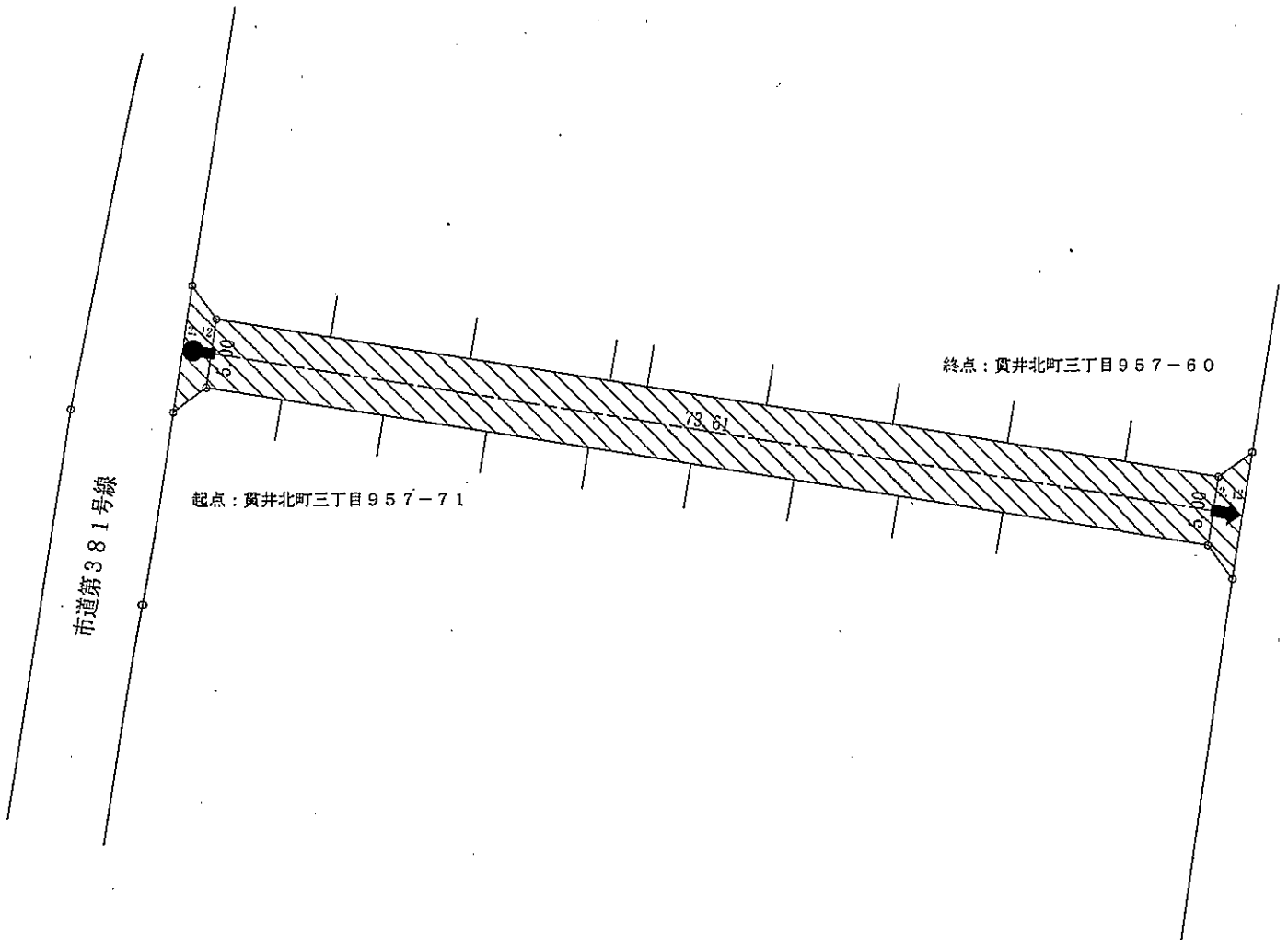


市道第821号線

市道路線認定見取図



認定路線箇所



市道第 8 2 1 号線

幅員 5. 0 0 m

延長 7 7. 8 5 m

議案第 63 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のように変更する。

調 書

整理 番号	新旧別	路 線 名	起 点
			終 点
110	新	市道第 110 号線	本町五丁目 1754 番 3 地先
			本町五丁目 1710 番 2 地先
	旧	市道第 110 号線	本町五丁目 1819 番 3 地先
			本町五丁目 1714 番地先
274	新	市道第 274 号線	貫井北町五丁目 655 番 1 地先
			貫井北町五丁目 683 番 1 地先
	旧	市道第 274 号線	貫井北町五丁目 655 番地先
			貫井北町五丁目 656 番地先

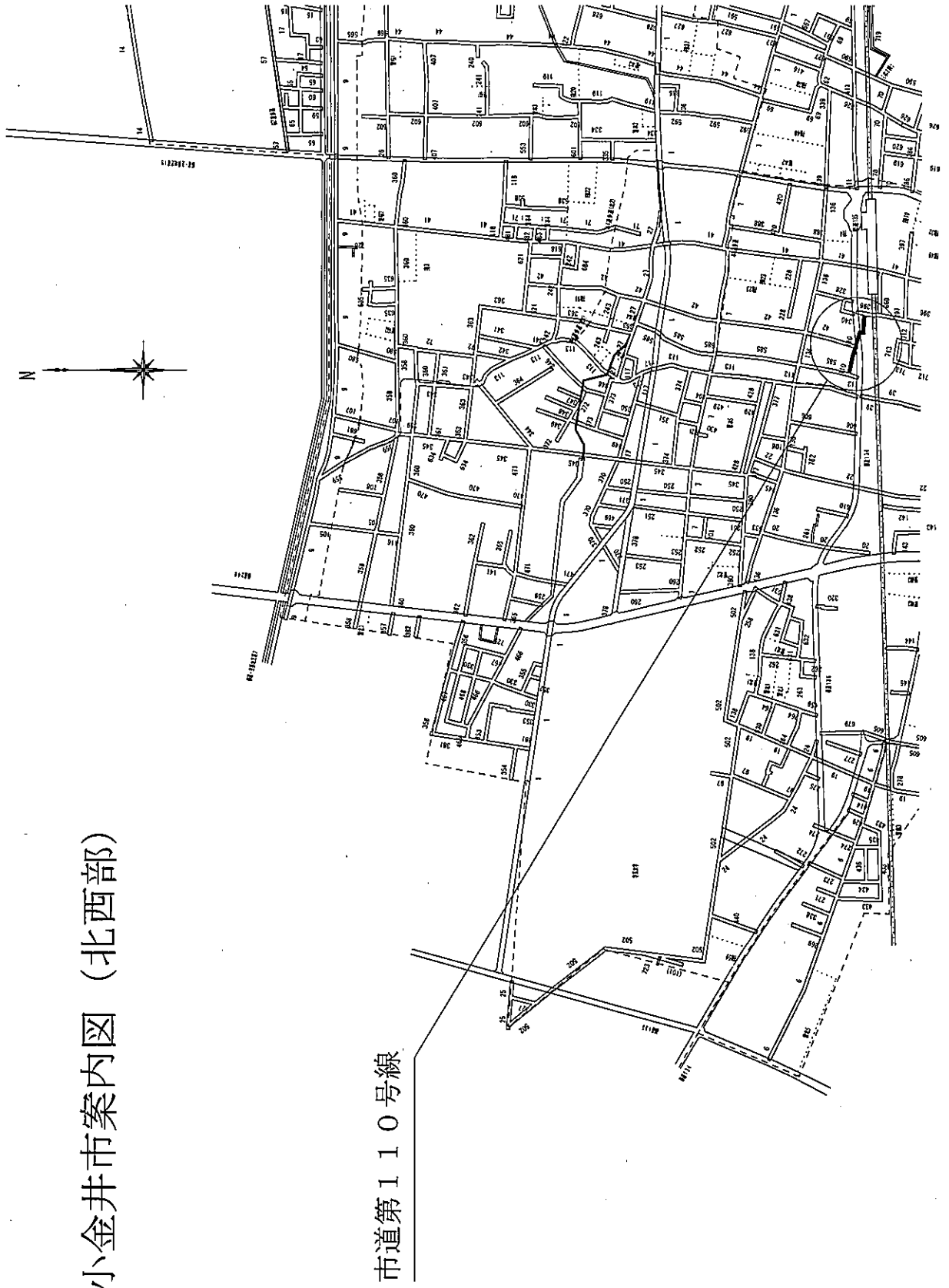
平成 27 年 8 月 31 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

（提案理由）

当該道路は、起終点地隣接地権者への払下げに伴い、起終点を変更するため、道路法第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

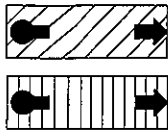
小金井市案内図（北西部）



市道第110号線

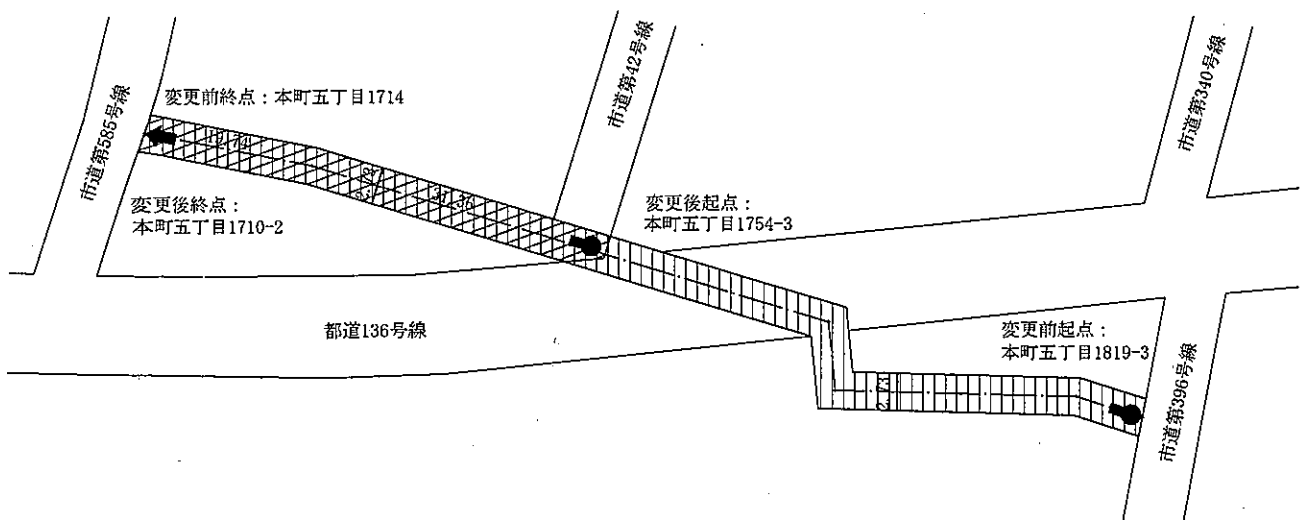
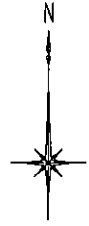
市道路線變更見取図

凡 例



新路線

旧路線



市道第 1 1 0 号線

変更前

幅員 2. 7 3 m

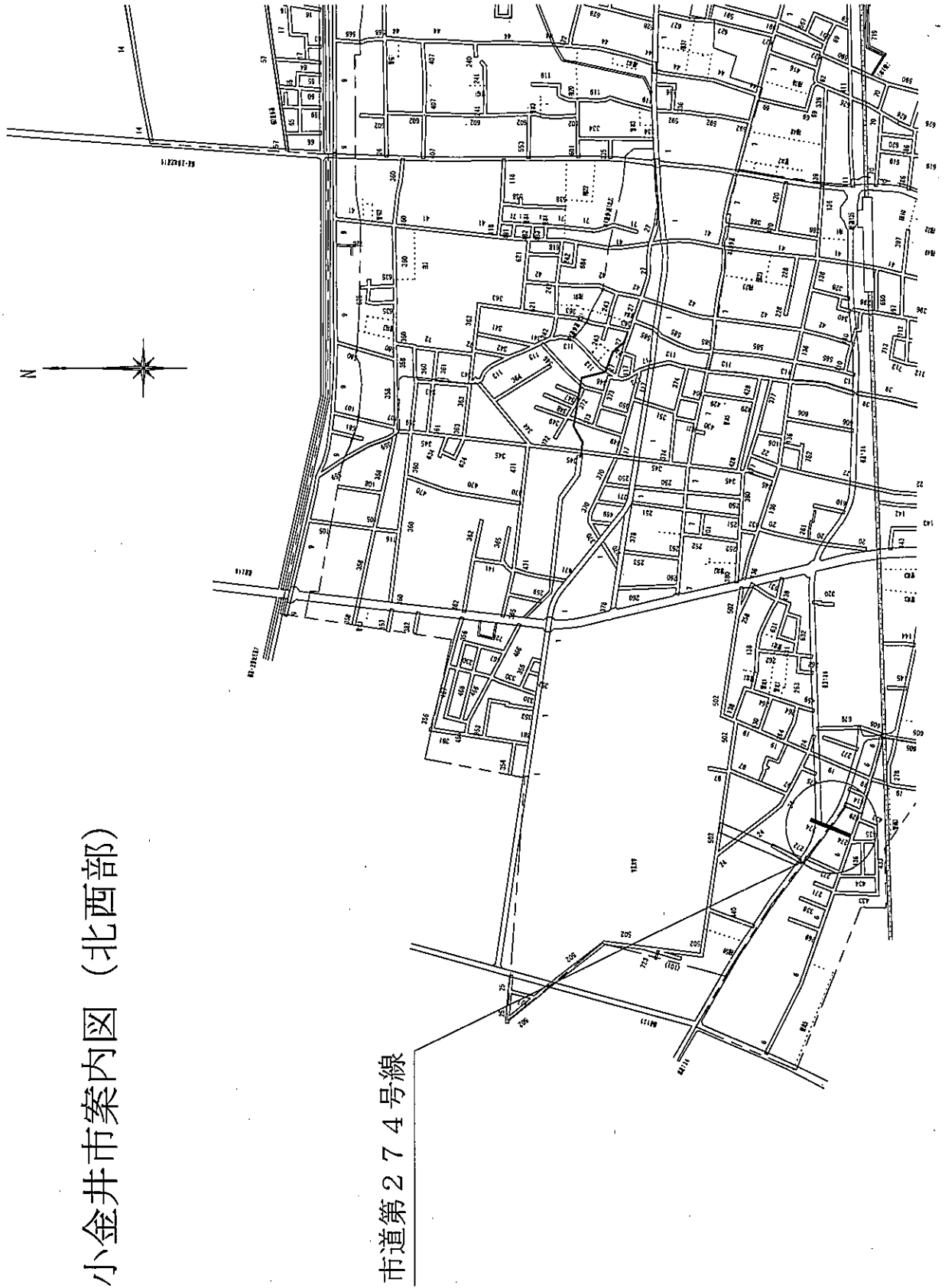
延長 1 1 9. 0 0 m

変更後

幅員 2. 7 3 m

延長 5 1. 1 0 m

小金井市案内図 (北西部)

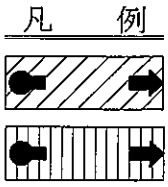


市道第 2 7 4 号線

市道路線變更見取図

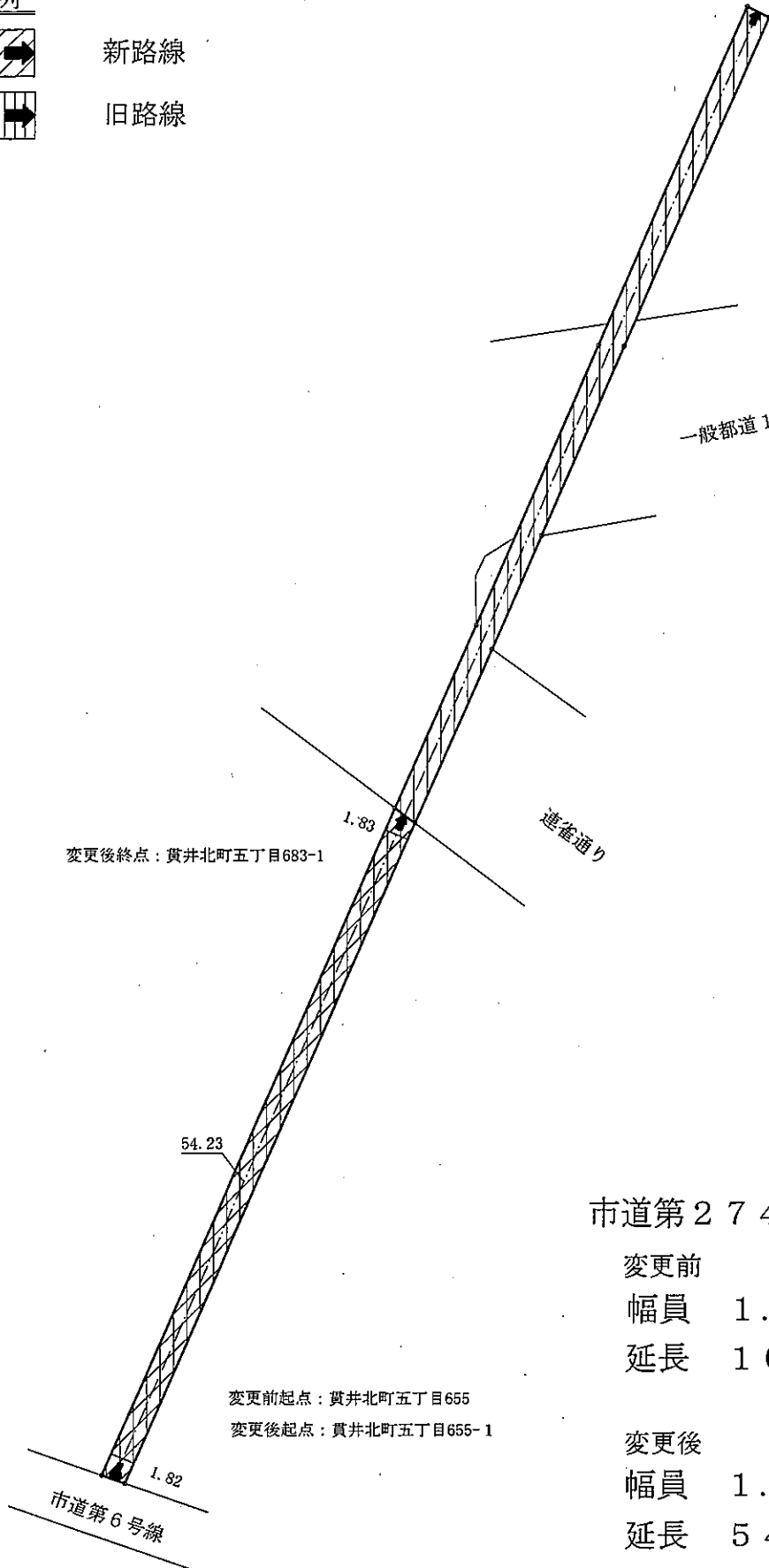


変更前終点：黄井北町五丁目656



新路線

旧路線



変更後終点：黄井北町五丁目683-1

変更前起点：黄井北町五丁目655

変更後起点：黄井北町五丁目655-1

市道第 2 7 4 号線

変更前

幅員 1. 8 2 m

延長 1 0 0. 4 0 m

変更後

幅員 1. 8 2 ~ 1. 8 3 m

延長 5 4. 2 3 m

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

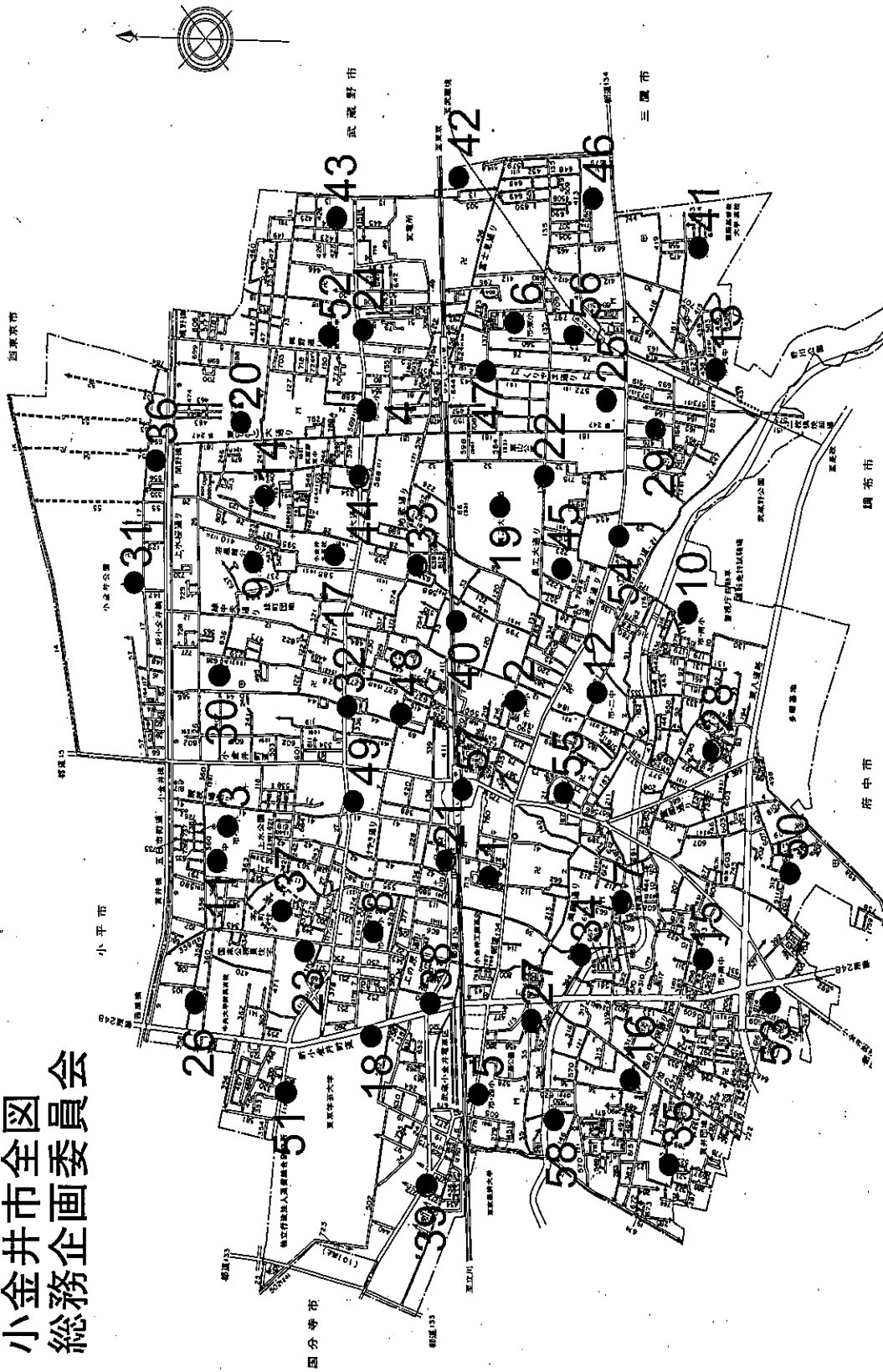
平成27年 5月 1日から
平成27年 7月31日まで

総務企画委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約件名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	1847-0	平成27年6月25日	防災行政無線デジタル化工事 (株) 日立国際電気映像・通信事業部	¥407,160,000	平成27年6月26日から 平成29年3月17日まで	同報系防災行政無線の整備工事 (1) 親局(市役所) 1局 (2) 屋外子局 58局	制限付一般競争入札	15

進捗率は、平成27年8月1日現在

小金井市全図 総務企画委員会



建物名称
1 小金井市役所
2 小金井第一小学校
3 小金井第二小学校
4 小金井第三小学校
5 小金井第四小学校
6 東小学校
7 前原小学校
8 本町小学校
9 緑小学校
10 南小学校
11 小金井第一中学校
12 小金井第二中学校
13 東中学校
14 南中学校
15 南中学校
16 真井南センター
17 都立小金井北高等学校
18 東京学芸大学
19 東京農工大学
20 法政大学工学部
21 第一分団詰所
22 第三分団詰所
23 第五分団詰所
24 東野防犯倉庫
25 東野防犯倉庫
26 さくら保育園
27 真井南町四丁目第二子供広場
28 前原ゆきぎ公園
29 アオキ公園
30 桜町高齢者センター・ピストンター
31 小金井公園マウンテン
32 本町公園
33 ひまわり公園
34 わかたけ保育園
35 サンユキ公園
36 明野町八幡神社
37 小金井本町住宅
38 中間処理場
39 保健センター
40 行幸護国寺墓地
41 シハラノキ公園
42 パンダ公園
43 もくげん公園
44 緑町二丁目児童公園
45 かしの木緑地
46 やまほと公園
47 トキノキ公園
48 本町高齢者センター・ピストンター
49 小金井郵便局
50 ぐみの本公園
51 東京学芸大学
52 東京電機大学中学校・高等学校
53 小金井あひだ苑
54 ヤマホウ公園
55 はげの緑地
56 新小金井駅前ロータリー
57 武蔵小金井清口ロータリー
58 真井かしのき公園

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成27年 5月 1日から
平成27年 7月 31日まで

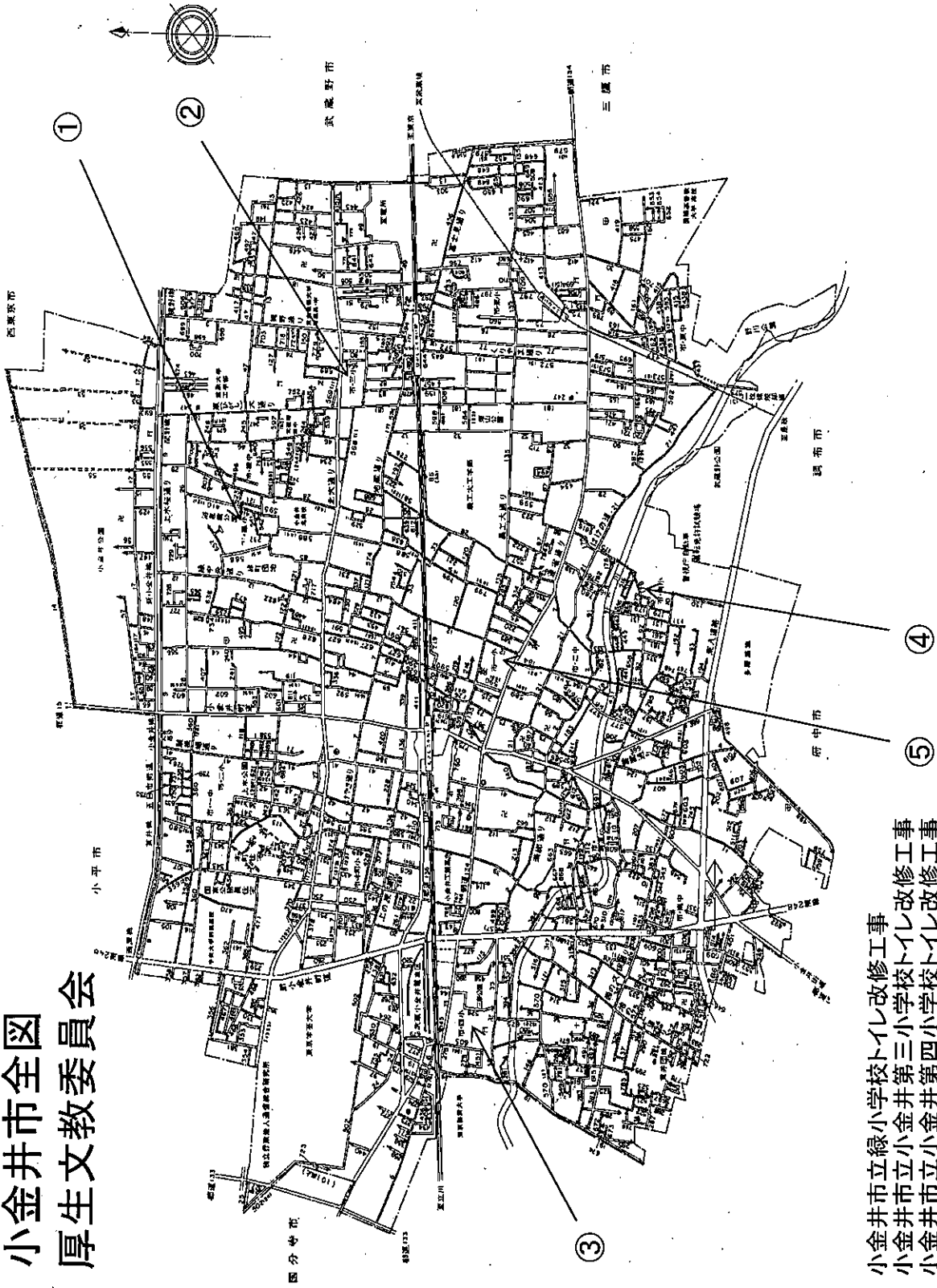
厚生文教委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 業者 名	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契 約 方 法	進 捗 率 (%)
1	3022-0	平成27年6月25日	小金井市立緑小学校トイレ改修工事 (株) 昭和未來	¥13,608,000	平成27年6月26日から 平成27年9月4日まで	トイレ改修工事(約35㎡) (1) 建築工事 床・壁・天井、トイレブース等改修 (2) 給排水衛生設備工事 便器・手洗器、給排水管等改修 (3) 電気設備工事 照明器具等改修	制限付一般 競争入札1 者	20
2	3027-0	平成27年6月25日	小金井市立小金井第三小学校トイレ改修工事 相沢建設(株)	¥13,683,600	平成27年6月26日から 平成27年9月4日まで	トイレ改修工事(約45㎡) (1) 建築工事 床・壁・天井、トイレブース等改修 (2) 給排水衛生設備工事 便器・手洗器、給排水管等改修 (3) 電気設備工事 照明器具等改修	制限付一般 競争入札1 者	20
3	3056-0	平成27年6月26日	小金井市立小金井第四小学校トイレ改修工事 (株) 鈴木工務店	¥17,280,000	平成27年6月29日から 平成27年9月11日まで	トイレ改修工事(約56㎡) (1) 建築工事 床・壁・天井、トイレブース等改修 (2) 給排水衛生設備工事 便器・手洗器、給排水管等改修 (3) 電気設備工事 照明器具等改修	制限付一般 競争入札1 者	20
4	3468-0	平成27年7月10日	小金井市立みなみ学童保育所建替工事 関建設工業(株)	¥126,576,000	平成27年7月13日から 平成28年3月14日まで	構造・規模 2階建て アイウ 建築面積 268.83㎡ 延床面積 316.78㎡ (2) 外廊仕上 アイ 屋根 カラーガルバリウム鋼板 アイ 内部仕上(育成室) アイ フロアリング、一部畳 アイ 壁 ボード、腰壁部羽目板 アイ 天井 石膏ボード エ その他 家具設置ほか (4) その他 既存建物解体、外構、電気・機械設備工事	制限付一般 競争入札 (総合評価 方式) 4者	5
5	3738-0	平成27年7月16日	小金井市立小金井第一小学校トイレ改修工事 (株) 鈴木工務店	¥15,336,000	平成27年7月17日から 平成27年9月14日まで	トイレ改修工事(約49㎡) (1) 建築工事 床・壁・天井、トイレブース等改修 (2) 給排水衛生設備工事 便器・手洗器、給排水管等改修 (3) 電気設備工事 照明器具等改修	指名競争入 札9者	20

進捗率は、平成27年8月1日現在

小金井市全図

厚生文教委員会



- ① 小金井市立緑小学校トイレ改修工事
- ② 小金井市立第三小学校トイレ改修工事
- ③ 小金井市立第四小学校トイレ改修工事
- ④ 小金井市立みなみ児童保育所建替工事
- ⑤ 小金井市立第一小学校トイレ改修工事

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

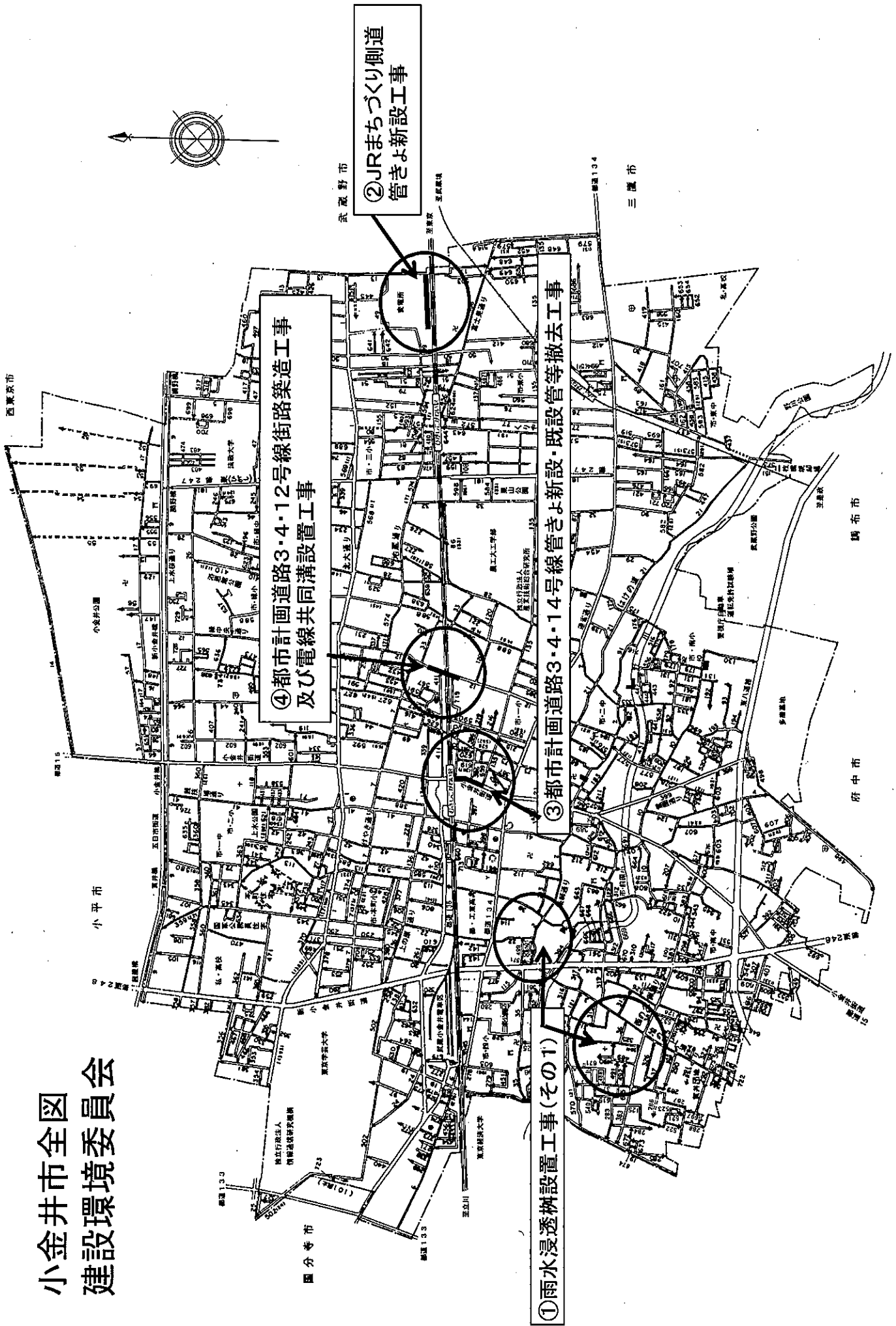
平成27年 5月 1日から
平成27年 7月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	2368-0	平成27年6月5日	雨水浸透枿設置工事(その1) 金澤建設(株)	¥16,956,000	平成27年6月8日から 平成27年9月24日まで	(1) L形雨水枿設置工 1式 (2) 雨水浸透管推進工 1式 (3) 取付管設置工 1式 (4) 附帯工 1式	指名競争入札8者	40
2	3018-0	平成27年6月25日	J Rまちづくり側道管きよ新設工事 関建設工業(株)	¥32,940,000	平成27年6月26日から 平成27年10月15日まで	(1) 管きよ工 1式 管路上工 管布設工 硬質塩化ビニル管φ350 51.1m 硬質塩化ビニル管φ400 60.2m 硬質塩化ビニル管φ450(浅) 27.5m 硬質塩化ビニル管φ450(深) 24.5m 硬質塩化ビニル管φ500 69.8m (2) 組立マンホール設置工/1号(900) 5基 (3) 既設組立マンホール改置工/3号(1500) 1基 附帯工 1式	制限付一般競争入札2者	5
3	3763-0	平成27年7月17日	都市計画道路3・4・14号線管きよ新設・既設管等撤去工事 関建設工業(株)	¥50,004,000	平成27年7月21日から 平成28年1月12日まで	(1) 管きよ布設工 L=159.1m (2) 硬質塩化ビニル管 1式 (3) 人孔設置工 1式 (4) 取付管撤去工 L=28.7m (5) 鉄筋コンクリート管 1式 附帯工 1式 仮復旧工 1式 本復旧工 1式	制限付一般競争入札(総合評価方式)3者	5
4	4042-0	平成27年7月31日	都市計画道路3・4・12号線街路築造工事及び電線共同溝設置工事 金澤建設(株)	¥103,572,000	平成27年8月3日から 平成28年2月17日まで	(1) 街路築造工事 224.2m ア 施工延長 1,364㎡ イ スアフル舗装工 139.1m ウ 街きよ工 1.1m エ 街きよ集水ます工 84.1m オ 植栽工 (2) 電線共同溝設置工事 193.2m ア 施工延長 イ アスベストボツク設置工 8箇所	制限付一般競争入札(総合評価方式)4者	0

進捗率は、平成27年8月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会



④都市計画道路3・4・12号線街路築造工事
及び電線共同溝設置工事

②JRまちづくり側道
管きよ新設工事

①雨水浸透槽設置工事(その1)

③都市計画道路3・4・14号線管きよ新設・既設管等撤去工事